

令和5年 第1回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第3号) 3月10日 開議

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 5 年第 1 回美瑛町議会定例会

令和 5 年 3 月 1 0 日午前 9 時 3 0 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について (議会運営委員会審査報告)
- 第 3 一般質問〔青田知史議員、野村祐司議員、中村俱和議員、
保田 仁議員、高田紀子議員、穂積 力議員〕

○出席議員（13名）

1番	保田仁	議員
3番	増山和則	議員
4番	濱田洋一	議員
5番	大坪正明	議員
6番	中村俱和	議員
7番	穂積力	議員
8番	桑谷覺	議員
9番	高田紀子	議員
10番	野村祐司	議員
11番	青田知史	議員
12番	山本賢一	議員
13番	八木幹男	議員
議長	14番 佐藤晴観	議員

○欠席議員（1名）

2番	坂田美香	議員
----	------	----

○出席説明員

町	長	角	和	浩	幸	君
副	町	池	田	由	行	君
会	計	小	杉	昌	敏	君
総	務	今	瀧		毅	君
まちづくり推進課	長	新	村		猛	君
移住定住推進室	長	土	井	寛	久	君
税	務	川	合	実	智代	君
住	民	庄	司	篤	史	君
保	健	高	木	比	斗志	君
地域包括支援センター	所長	高	崎	史	江里	君
子ども・子育て支援室	長	檜	山	尚	代	君
保健センター	所長	鎌	田	静	香	君
商工観光交流課	長	高	島	和	浩	君
文化スポーツ課	長	山	下	浩	史	君
農	林	吉	川	智	巳	君
建	設	平	間	克	哉	君
水	道	岩	佐	和	男	君
町立病院事務局	長	観	音	太	郎	君
総	務	真	鍋	大	輔	君
総	務	松	岡		歩	君
教	育	鈴	木	貴	久	君
管	理	梶	原	祐	治	君
図	書	山	上	修	司	君
農	業	只	野		透	君
農	業	栗	原	行	可	君
代	表	大	西	宣	充	君

○書記

事務局長 今野聖貴君
次長 才川育世君

開議挨拶

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。早朝より、定例会3日目、ご参集いただきましてありがとうございます。

今朝、新聞に、議会の配信についての記事が、インターネット配信ですね、の記事が載っておりました。美瑛町は13年からと、2013年からと載っており、美瑛はライブ配信も行っているというところで、新聞屋さんの記事になりにくかったのか、美瑛という字が一つも出てこなくて、でも滞りなく、ライブ配信やユーチューブ配信もやっているということなのかなと思って記事を読みました。当時、齊藤議長が特別委員会を立ち上げて、調べてやってみようということを記憶しているところであり、今となっては、比較的スタンダードな部分、もう慣れた部分もありますが、ライブ配信というところで、発言に気をつけていこうという風に、議員同士で話したことを記憶しているところでございます。

定例会、今日、一般質問です。今期最後の我々の任期4年目最後の一般質問となっておりますので、健闘を祈念申し上げます。

開議宣告

○議長（佐藤晴観議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人であります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、8番桑谷覺議員と12番山本賢一議員を指名します。

日程第2 議会運営について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、本定例会の議会運営について、桑谷覺議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

桑谷議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長 桑谷 覺議員 登壇）

○委員長(桑谷 覺議員) おはようございます。朗読をもって報告に代えさせていただきます。
(報告書の朗読を省略する)

よろしく申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これで議会運営についての報告を終わります。本日の議事日程は議会運営委員会の報告のとおりであります。

日程第3 一般質問

○議長(佐藤晴観議員) 日程第3、一般質問を行います。通告順に発言を許します。

それでははじめに、11番青田知史議員。

(「はい」の声)

11番青田議員。

(11番 青田 知史議員 登壇)

○11番(青田知史議員) おはようございます。番号11番、青田知史、質問方式、時間制限方式でございます。質問事項、2つございます。

質問事項1番、障がい者の差別解消の取り組みは。質問の要旨、障害者差別解消法は、障がいのある方に対する「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を差別と規定し、国の行政機関や地方自治体、民間事業者に対し、具体的取り組みによる差別の解消を求めるとともに、普及啓発活動などを通じて、障がいのある方も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促す法律です。

地域社会で障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障がいのある方の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。

日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となるこの法律に基づき、障がい者の差別の解消に向けて町としてどのような取組を進めてきたのか、町長及び教育長に伺います。

(1) 福祉行政等における合理的配慮の取組の現状と、町職員に対しての研修及び啓発について。

(2) 教育行政における合理的配慮の取組の現状と、教職員に対しての研修及び啓発について。

(3) 障がい者の差別の解消に向けた町民や町内事業者等に対しての啓発について。

質問の相手は、町長と教育長になります。

質問事項2番、福祉と教育の連携のあり方について。障がいのある子どもたちへの支援にあ

たっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠であり、一層の推進が求められています。福祉と教育の連携については、例えば、放課後等デイサービス事業所等と学校の相互理解の促進や、保護者を含めた情報共有の必要性が指摘されています。

厚生労働省と文部科学省が協働し、平成30年5月24日に「教育と福祉の一層の連携等の推進について」という通知が出されました。これにより、医療や福祉、保健、労働などの関係機関や民間団体とその子どもの支援に関する必要な情報を共有するための「個別の教育支援計画」の作成について、小・中学校の特別支援学級や小・中学校及び高校における通級による指導の対象となっている子どもたちについても義務づけられました。

本町では、「現在から未来への豊かな流れを創りたい」という保護者の強い願いが込められた、美瑛町子育てファイル「すとりーむ」が、平成21年に先駆的に作成され、現在も有効に活用されていますが、支援の必要な子どもやその保護者が、乳児期から学齢期、社会参加に至るまで美瑛町で切れ目なく支援が受け続けられるよう、次の2点について伺います。

(1) 障がい相談支援部門と教育現場の連携の現状は。

(2) 義務教育修了後の支援の連携状況について。

質問の相手は町長でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 11番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） おはようございます。11番青田議員よりの2項目にわたります質問に対しまして、答弁を申し上げます。まず、質問事項1点目、障がい者の差別解消の取り組みはについてお答えをいたします。

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる障害者差別解消法につきましては、障がいのあるなしにかかわらず、全ての命は同じように大切であり、かけがえのないものであることを改めて社会全体で共有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的に定められております。

また、この法律は、障がい者のみならず、広い意味で日常生活や社会生活で多くの制限を受けている方々を対象としていることから、本町が進める様々な福祉施策が差別解消の取組につながるものと考えられるところです。

1点目につきましては、狭義的な取組として、一部の窓口業務における手話通訳が可能な職員の配置、生活上必要と認められる場合における手話通訳者の派遣、移動支援や移送支援、聴覚弱者に対する補聴器購入費の補助などを実践しているところであり、広義的には、物理的または精神的に支えが必要な方々への支援等につきましても、合理的な配慮につながる取組と考

えております。

町職員に対しての研修及び啓発につきましては、本町では当該法律において努力義務とされている地方公共団体等職員対応要領の制定は行っていないものの、採用時や経験年数に応じた階層別等の機会において、同法の趣旨を包括した研修を行っていると考えております。

2点目につきましては、後ほど教育長から答弁を申し上げます。

3点目につきましては、当該法律の内容等について、町から町民や事業者へ直接の啓発は行っておりませんが、同法の趣旨を包含している「美瑛町障がい者福祉計画」の策定時において、その啓発や周知に努めております。

質問事項2点目でございます。福祉と教育の連携のあり方について答弁申し上げます。

本町では、全ての子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、保健・保育・教育などの関係機関が連携し、子どもの成長過程ごとに切れ目のない支援ができるよう、その体制強化に努めているところです。

障がいのある子どもたちや困り感のある子どもたちの支援につきましては、乳幼児期から学齢期、そして社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援が受けられる体制の構築が求められており、特に福祉と教育の連携強化は必須であると認識しております。また、就学児においては、教育の問題だけではなく、家庭への支援が必要な場合も多いことから、関係機関の相互連携が重要となっております。

1点目につきましては、保護者の希望や子どもの成長に応じた状況の変化に合わせて、発達指導員や障がい相談支援員等が学校に出向き、授業参観などで子どもの状態を把握しているほか、日頃より保護者や学校の相談に応じた個別面談や会議などを通して、連携体制の構築に努めております。

2点目につきましては、義務教育課程を修了し、高等学校等へ進学した後も、保護者とも協議の上、義務教育期間と同様に学校との情報交換や連携を図りながら必要な支援を継続しております。また、就労など社会参加に向けた支援につきましても、進学時から学校等と連携し進めているところです。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 鈴木教育長。

(教育長 鈴木 貴久君 登壇)

○教育長(鈴木貴久君) おはようございます。質問事項1の2点目につきましてご答弁申し上げます。

障害者差別解消法では、学校教育においても共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため、特別支援教育を推進していくことが必要とされております。

本町におきましては、児童生徒の自立と社会参加を見据え、支援が必要な児童生徒の就学や

成長発育過程において、児童生徒の状態に合わせて必要な教育の場を提供しています。

そのような状況の中で、合理的配慮につきましては、保護者からの要望を踏まえつつ、支援が必要な児童生徒の学習状況や心身の状態に合わせ、例えば、自閉症・情緒障害学級では、少人数による学びや情緒の安定を図るための小教室の確保、病弱学級においては、児童生徒に発作が生じた場合などの対応マニュアルを作成し、全職員が対応できるよう体制を整えています。また、多くの児童生徒とともに活動する交流及び共同学習において、きめ細かな指導体制を築くため、教育支援員を配置しています。

教職員に対する研修としましては、毎月開催している校長会議及び教頭会議の中で、動画や資料を用いて、本町が取り組んでいる支援教育に関する啓発を行っているほか、年1回、町内全小中学校の教職員を対象に特別支援教育に関する研修会を開催し、本町の支援教育の共通理解を深めています。

今後におきましても、全ての子どもの成長の様子を記録した美瑛町子育てファイル「すとりーむ」を活用しながら、本町の支援教育基本方針に基づき、障がいの有無に関わらず、児童生徒一人一人に寄り添い、教育的ニーズを踏まえた支援の提供や校内環境の改善に努めるなど、児童生徒の自立に向けて配慮してまいります。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） 11番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 11番青田でございます。今後のちょっと質問の展開でですね、可能であれば、まず教育長に対しての再質問先に行わせていただいて、その後町長に再質問を行いたいんですけど、議長、お願いできますでしょうか。

○議長（佐藤晴観議員） はい分かりました。

（「はい」の声）

11番青田議員。

○11番（青田知史議員） はい。それでは、再質問に移りたいと思います。今日、教育長、たくさんこう質問あるみたいなんで、なるべく簡潔にといいますか、エールを送る意味でですね、ちょっと私、今回質問させていただくんですけども。まず、美瑛町の教育、私、道の学校教育局長の例えば、岸小夜子先生、今、名寄市の教育長になってる方ですとか、道教大の旭川で教鞭とられている、北村善春先生、浜田町政の時にも様々な応援いただいている、そういう学校教育局長の話を伺うことがあったんですけども、退職時ですけども、退職されてから、美瑛町本当に一生懸命やっていると、そのような評価いただいています。また、先達でも中学校の教育で表彰を受けてると、そんなことでこれからも頑張っていたきたいなというところで、ただやはりこう学校現場においてもその合理的な配慮、それがやっぱりこう必要になってくるのかな

という風に認識しております、ただその前段階で、言葉として、私ちょっと最近こう学んだと言いますかね、資料も確認してるんですけども、基礎的環境整備という、その必要性がまず第一の前提にあるんじゃないのかなと思ってるんですけど、その辺りについて教育長の認識を伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 鈴木教育長。

○教育長(鈴木貴久君) 基礎的環境整備ということでございます。合理的配慮と切っては切れない関係であると思っています。障がいを持っている子どもに対して、その状況に応じて学校教育を受ける場合に、個別に必要とされているもの、それが合理的配慮の基礎となるものと認識しております、障がいのある子どもに対する支援について、それぞれ行う教育の環境を整備することであると思っております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。基礎的環境整備の中にですね、やはり様々な障がいのタイプもございまして、例えば、温度ですとか、あと音ですとか、そういうのを含めて、建物等、あと、教育の面においても、ICTの有効活用とかそういうのも必要になってきているかと思うんですけども、本町の現状として、例えば、使いやすい、そういう建物であるとか、当然その寒いところで勉強する訳で、きちんと温度もですね、適温だとか、そういうのきちんと維持されてるかと思うんですけども、現状、教育長の認識としては、基礎的環境整備、どの程度できてるのか、その辺、認識を伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 鈴木教育長。

○教育長(鈴木貴久君) 学校内の環境整備の中で、適正な温度等が配慮されてるかっていうような内容のことであります。近年のコロナ禍に応じて、それぞれコロナ禍の予算を国の方でつけていただいて、例えば夏であれば、今、東小学校、今年、繰越明許の方でやらせていただきますけども、全学校にエアコンの設置をして、コロナ禍の中でもありますので、休み時間には戸を開けるなどして空気を入替えて、その際に、夏ですから暖かくなりますので、閉めて、またエアコン稼働するといったことで、温度調整等を図るようなことで、まず温度については、問題なくなっておりますし、冬においても、それぞれ、冬ですので、北海道の場合は、窓を開けることには常時ならないもんですから、こちらについては休み時間、一時の時間だけでも開けて対応して入替えをして、子どもたち生徒たちの良い勉強の環境のためにそういった対策をしているところでございます。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 答弁いただきました。それでは、次の質問に移りたいと思います。まず町長、先達てこの美瑛町まちづくり総合計画、審議させていただいて、15頁にですね、ちょっと私、非常に気になったのが、住民アンケートに見る住民意識の現状ということで、障がいのある方にとって暮らしやすい環境が整っているかどうかという問いに対して、そう思うと、どちらかというと思う、そう思うが7.2%、どちらかというと思うが、28.8%、合計36%。障がいのある方にとって暮らしやすい環境にある町なのかどうかという質問に対して、肯定的に捉えている方が36%しかいないというのはこれ私ですね、ちょっとこれ審議していった時に本当に気になってですね、私もそういう障がいの仕事に従事してることもありますし、身近なところに障がいのある方がやっぱりいるもんですから、果たして本当にこの美瑛町のこの評価ということ、これ大変なことだなんていう風に、重大な危機感を持っております。町長、まずこの辺りについて認識を伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 先般、委員会の方で審議をいただきました、まちづくり総合計画でございますけれども、本日の、すいません、質問の中でご指摘なかったので、今手元には持ってきてございませんので、細かいところご答弁出来ないかもしれませんが、今、青田議員がご指摘いただきました、そのアンケートの数値というのは、もう数字そのものでございます。町民の方が感じている思いを真摯に受け止めさせていただきたいと存ずるところであります。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 今、教育長の方から基礎的環境整備という話、説明を受けてですね、教育現場については、しっかりとそういうのが進められているのかなという風な認識でいるんですけども、昨年ですね、私のところにも相談あって、他の議員さんのところにも相談あったかと思うんですが、指定管理受けてある事業者のところでは運営してる事業所が、もともとその築年数、かなり経ってますよね、50年ぐらいになってるんでしょうかね。そして非常に寒いと。それで役場の方に何とか断熱材を入れてもらえないだろうかと、そういうような要望があったはずなんですよ。ただ、それ残念なことに、叶うことなく、今も寒い状態でこの冬越えられてると、そういうような現状がございます。

私は他の議員の方がね、やっぱりこういういろいろ相談受けてるってこともあって、私がいままでばってということはないので、あくまでも私からのアドバイスとしては、理事者の方にくれぐれもどうかよろしくお伝えくださいというのは最後に申しておいたらいんじゃないですかという話はさせてもらったんですけども、やはりね、基礎的環境整備ということ言えば、

その断熱材、見積りも役場の方に出てるかと思えますけどね、百数十万の見積りが果たして、町長の目に留まらなかったのか。結局それは工事叶うこともなくですね、寒い状態でこの冬過ぎたと。

先ほど教育長の質問中にも、コロナ禍もあってということで、やはりこう、私も事業所を営んでますけれども、密を避けるためにもですね、やはりこうその建物の有効活用、そのためにいろいろこう腐心して、その事業者の方、運営されている法人の方は一生懸命考えて、その断熱材を入れて、しっかりとですね、運営をしたいと、そういう思いがあったようなんですけども、その辺りについて認識を伺いたいと思います。

(「はい」の声)

角和町長。

○町長(角和浩幸君) まず一般論としまして、温度、寒い、温度が低い、暖まらないという点がございましたら、そこに対して、そういう利用者さんの声を適切に受け止め、対処していくということが求められているという風に認識をしております。ただ、今ご指摘いただきました、具体的な事例がですね、ちょっと把握ができてございません。指定管理をしているということでございますと、どこまでの範囲が指定管理者でやっていただくのか、どこから先が行政なのかというところの内容を詰めるところもあろうかなと思って、今、聞かせていただいたところでございます。もう少し具体的なご指摘いただければ、またご答弁をさせていただきます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。私の方はですね、その話聞いた時に、いや、指定管理のね、そういうことで例えば、前年度、ラヴニールの空調設備で5,500万、そういう風にね予算もついているし、そういうことはね、きっとできるんじゃないのかなってということとは助言をさせてもらって、それ以降私はね、そういう話の中には入っていなかったんですけども、やはり考えていただきたいのはですね、その基礎的環境整備ということであれば、まずそこはしっかりと、どのような形で、町長の耳に入ったのか入らないのかは分かりませんが、その辺りについてはですね、どのような形で決裁になったのか、正直分かりません。ただ、そういうような声があったということは、ここです、お伝えしておきたいなと思います。

また、グループホーム、今回、採択にならなかったというのがありますよね。全道で25分の7とか、恐らくそのようなところで、申請出たのが25、事業として新設が25で、採択になったのが7と、そういう様なことで認識しているんですけども、こういうようなですね、大きな事業をやる時には、正直言って、政治力って必要になってくると思うんですよ。その法人さんが動くのもそうですけれども、やっぱり町として、これだけのことをやろうと思ってるだ

とか、あるいはしっかりとですね、その取組、例えば総合振興局の局長さんに会いに行くかどうか、鈴木直道知事のところに会いに行くかどうか、場合によっては厚労省にも行って、しっかりそういう風なですね、説明することも必要なんじゃないのかなって思ってますけれども、今回採択にならなかった理由については、あくまでも道庁のサイドといたしますかね、国のそういう判断もあるかと思うんですけども、このグループホームの実現のために、財政運営計画でもですね、ずっとここに掲載になっていた事業です。そして多くの方、何より多くの方、親御さんが親亡き後、当事者の方も安心して住める場所、それを求めている中で、町としてどのようにですねサポートして、どのような動きがあったのか、その点について伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) まず前段の防寒、断熱材の件につきましては、今いただいた声を受け止めさせていただきまして、町内の事例を調べるとともに、どのような対処できるかどうか、担当課の方に指示をしたいと思うところでございます。

また、後段のグループホームのご質問でございますけれども、町内の状況を見た時に、グループホームの必要性というのは非常に高いということは、当然、私も認識しているところでございまして、グループホーム設置につきましては、計画の中でもきちっと位置付け、推進を図っているところでございます。今回の具体的な事例であります、道・町事業での漏れたというところでございますけれども、この申請に当たりましては、事業者さんとともに、私自身も、総合振興局の担当部長さん、または、担当の職員の方と直接お会いをいたしまして、美瑛町としてこのグループホームが大変重要な位置付けにあるということを縷々ご説明をし、であるので、是非ともご理解をいただきご支援を賜りたいというようなお話を道、振興局の方でもしてきたところでございます。

ただ、その結果ではございますが、残念ながら美瑛だけではございません、今回の件は道内各地で希望したところが漏れているという状況でございますけれども、その中に残念ながら、美瑛町も入ってしまったというところでございます。引き続きですね、グループホームの必要性というのは強く認識をしているところでございますので、事業者さんと共に一緒になりながら、事業採択に向けた取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。やはりこういうね、4年間の中でできなかつた、そういうようなね、声もあるのかもしれませんが、やはり本当にこう、必要な認識ということはですね、もう具体的に動いてやっていかないと、結局その総合振興局だけじゃなくてですね、本当に知事に会いに行ったりだとかやっぱり厚労省の方にも働きかけた

りだとか、そういうこともですね、必要だったのではないかなという風に思います。それで障がいのある方たちの、やはり相談支援の体制については、私前回、重層的な相談支援体制の構築についてという質問をさせていただいて、人材についても専門職を採用し、なおかつ、きちんとですね、増員すると、そのような答弁を過去にいただいていたかと思います。現状として、令和3年と比較して、相談支援の体制、どのような現状になってるかまず伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 人員数的なもの、申し訳ございません。今手元に数字比較できるものが、正確な数字ないんですけども、まず、専門職としまして、心理師の資格を持っている方を採用させていただいておりますとともに、福祉分野と教育分野の連携を、もうこれは過去からも非常に強い結びつきを行っているところでございますが、引き続き、強い連携の中で支援をしているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) はい、11番青田です。答弁いただきました。私はね、マンパワーが足りないんじゃないのかなというのは、懸念しているところなんです。それはもうずっと変わってないです。なおかつ、当事者の方から見るとですね、非常にこう残念な事例というのがあるんですね。人事権、当然、町長お持ちかと思うんですけども、担当者がですね、私が議員になってから、ある利用者さん、今現在、3人目になってます、相談支援の担当者。実際何してるかといったら、例えば、ある方は6か月で変わってるんですよ、相談支援の担当の方が。6か月で変わるということは、また新しい担当者の方がその利用者さんに対して、困っていることなんですかだとか、生活どんなことをね、普段どういう風に過ごされてますかだとか、そういうなことを新たにまた聞いていくインテイクっていうそういう技術も必要になってくる部分あるかと思うんですけども、そういうことで新しい人間関係を作っていかなきゃならない。そういう負担がですね、実は利用者さんのところにあるんですよ。何でその半年で変わったのか。そしてそれは障がい者だけではなくて、障がい児の方もですね、私いろんな事業者さんと話聞いたら、担当の方がコロコロ変わって困ると、そういうような話もね、私のところに聞こえてきます。やはりねこういうのは大事な部分ですよ。ケアマネージャーさんコロコロ変わるっていうのもまたね、高齢者の方、そういう風にしないかと思うんですけども、半年で変わった理由というのはね、ちょっと私それはね、担当者、当事者の方も困惑しただろうし、実際の働いてる職員もですね、戸惑ったんじゃないのかなと思いますけど、なぜそのようなことになったのか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） その担当者が誰であるか、あるいは、利用者様がどのような方だったのかが、私今、把握出来ておりませんので、正確なお答えはできかねますけれども、相談者側の個人的な理由があったのかどうなのか、また定期的な異動があったのかどうなのか分かりませんが、相応の理由があつての交代であつたとは認識しているところでございます。もし、具体的なこの方のこういうケースということでございましたら、また個別にお答えをさせていただきますと思います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 答弁いただきました。恐らくそういうようなこと、これまで3つ今、話しましたけど、そういうようなことがあって、やはり美瑛町は障がいのある方にとって住みやすい町なのかどうかということをやったら、肯定的な意見が36%という、そういうような結果になつてしまったんじゃないのかなという風に私自身は受け止めております。私の思いです、これは、あくまでも私の思いですけれども、やはりその36%になつてゐるのは、様々な要因があるかと思ひます。

そして、今回、町の総合計画でもそうですけど、温かいまちづくりとか教育、きちんとその共生社会を目指そうとか、多様性の尊重とか、いろんなこう意見ありますよ。ただ、その中で、私、考えていただきたいのがですね、合理的配慮っていうのは、あくまでもその当事者の方が、社会的な障壁あるから何とかしてくれませんかという風に言った結果、合理的に行政なり企業なりが配慮をして、その対処をすると。そういうようなものなんです。だからあくまでもこう、言って、その結果、対応すると、そういうのが前提なんです。果たしてそれでね、温かい障がい者の方が、美瑛に住んでよかったなと思えるようなまちづくりができるのかどうか。総合計画の中でも、合理的な配慮をもとに、という一言があります。ただね合理的配慮をもとにしたら、やっぱり違うと思うんです。合理的配慮、あくまでも、私こういうとこで困ってるから何とかありませんかと、そういう求めがあつて、それに対してやる、繰り返しになりますけど、それでいいのかな。平成25年にこの法律が制定され、それから、3年間の、要は期間がかけられて、施行になってます。制定と施行の期間が長いというのはですね、社会的な影響が大きいという、そういうようなことで、法律的には、法律の技術として、やはりその対応をね、社会がしっかり理解できるように求めていって、実際に施行していくと、そういうような流れがあります。だから裁判員法なんかは、本当5年の猶予期間あつたんですけども、この障害者差別解消法も同じなんです。ただそのあとに、平成30年にユニバーサルデザインを推進する法律も出来ましてね、やっぱり目指すところは、誰もが住みやすい、誰もが暮らしやすいっていうのはね、ユニバーサルデザインの視点、そういうのが本当に必要

なんじゃないかなと思うんです。求められるよりも、そういうのをしっかりと整備していく。そういうのがあって初めて、障がいのある方たちが過ごしやすい、住みやすい美瑛町になるんじゃないかと思ってるんですけども、その辺の認識について伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい。青田議員のご指摘のとおりであると、私も全く同感な思いを持って、今、聞かせていただきました。障害者差別解消法につきましては、恐らくその法の制定、成り立ち、あるいは法の目的が、障がいがあることによって差別をが生じてはならないという、そこをではどう食い止めるかという観点から、立法された法律であって、これをもって、障がい者差別が、あるいは障がい者の福祉を向上というところ全般を捉えているものではないのではないかなと認識しております。障がいのある方が困った時に適正な対応をなさйтеということとを定めてある、全体、大きな全体の中の一部をきちっと、法制化したという風に認識しております。そういう意味でこの法律の趣旨はもちろん、行政として尊重し則ってまいります。ただ、これが障がい者福祉の全てではございません。議員ご指摘のとおり、困り感がある、困ったという事態が発生する前に先手を打っていくということが、当然、非常に大事であるということは私も同じ考えを持ってございます。そういうような観点から、これまでも美瑛町内で例えば、バリアフリー化、ここ改善してほしいよというような声があった場合、バリアフリー化を積極的に進めてきているところでございます。様々なご意見も伺いながら、また、行政として主体的に、どなたでも、誰もが住みやすい、暮らしやすいまちづくりを今後とも進めてまいりたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。ちょっと質問変えますけれども、これ森町のですね、障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブックということで、こういう、もともとA4サイズですけども、そういうのがですね、ございます。これ頁数にして、大体30頁ぐらいのですね、職員向けの対応要領ということで、平成30年に改訂版が出されてます。答弁の中で、町長ね、しっかりとやっぱり職員教育やってますよだとか、ただこういうような要領については、努力義務であるけれどもやってなかったと、そういうような感じなんですけれどもね。やはりやる必要がなかったのか、なぜやらなかったのか、まず、こういうハンドブック等をつくるのがですね、なぜできなかったのか、その辺りについて伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○11番(青田知史議員) 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 先ほど答弁申し上げましたが、法律の中で努力義務とされております、地方公共団体等職員対応要領の制定そのものにつきましては、現在まだ行ってございません。そのとおりでございます。ただ、繰り返しになりますけれども、この要領で定めるべき内容、合理的配慮をしていこう、していきなさいというところにつきましては、現行これまでの職員研修等の中で繰り返し、教え定めているところでございますので、法の精神を職員が持つということにつきましては、既に行っているという風な認識でございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 11番青田議員。

○11番（青田知史議員） きっと恐らくね、そういうようなハンドブックはないけれども、研修の資料としてはきちんとですねそういう風なものを基にして展開しているのかなということであるんですけど、是非ですねこちら参考にさせていただいて、森町のホームページからも出ますので、各自自治体いろんなこういうサポートブック作っておりますので、その辺についてはですね、あって然るべきなのかなと。それがなかったら、新しく入った職員もそうですし、会計年度任用職員で来た方たちもやはりそういう風なですね、対応が出来なくなると、職員のためにも私はあった方がいいと思いますよ、こういうの。そばに置いておくっていうそういう風なもので、繰り返し見ていってそれでようやく分かるものだと思います。障がいも一言で言っても、障がいって、ただ、様々なタイプね、障がいございますのでね。それについてしっかり理解するという事は本当に難しいかと思えますんでね、やっぱりその備えとして、こういうサポートブック、ぜひ作っていただきたいなと思えます。

それで、バリアということですのでね、物理的障壁、例えば、段差があるだとか放置車両があるだとか、そういう風な障がいもありますし、制度的な障がい、例えば、点字での受験が認められないそういう試験だとか、盲導犬を伴って入店できない飲食店があって、そういう制度的な障がいもあるかと思えます。そして文化情報面での障がい、点字資料がないだとかタッチパネルの操作を求められるだとかそういうことが、やはり損傷、バリアになることもあります。そして、一番大事なのが、心の障壁と言われているものでですね、それを障がいを理解するという姿勢であったり、本当にこう、理解するために寄り添う、そういう気持ちがですね、必要なんじゃないかなと思っています。

その中でお聞きしたいのが、例えば自治基本条例の前文ですね、私、特別審査の中でも、委員会の中でも、話してますけれども、やはりこう、例えば、知的障がいの方に対してどのように伝えていくか、視覚障がいの方に対してどのように伝えていくか、防災無線も、聴覚の障がいのある方に対してどのように伝えていくか、その辺りやはりですね、工夫していく時代なんじゃないかな。そういうのがなかったら、まちづくりは、共生社会の実現ということをやったとしてもですね、それは、ただ単に言葉として言ってるだけであって、具体的な施策がなけれ

ばですね、私はそれは、本当のまちづくりにつながっていかないという風に思っているんですけども、その辺り、町長はどのようにお考えか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい。この点につきましても、私も全く同感の思いで今聞かせていただきました。心の障壁を取り除いていく、一人一人の心のあり方が、障害のある方と、ない方の関係性をより良いものにしていくというご指摘で、全くそのとおりであったと思います。それをどういう風に具体化していくのかというところで、例を出されまして、自治基本条例制定過程のご指摘をいただきました。ご指摘のとおり、私どもは、自治基本条例の制定過程を含めまして、かなり詳しく町民の皆さまにご説明を申し上げてきたつもりではございます。ただ、ご指摘のように、様々な障がいのある方、全ての方に届いているのかということをご指摘を受けますと、そこまでできてない部分もありました。私どもがこれまで町民へのご説明はこういう形で進めていこうという、慣例といいますか、慣習といいますか、という中で則って行っておりましたけれども、より一歩踏み込んで、より丁寧にご説明していくにはどうすればいいのかというところをやはりこれからは認識していかなければならないと受け止めているところでございます。

例えばでございますけれども、ちょっと話は違いますが、農福連携の取組なども進めております。その中で、農家の方と障がいのある方が日常的に仕事を一緒にして接する機会を作らせていただいておりますけれども、そのような機会も、町民の方が、障がいのある方の理解を深めるという貴重な機会になっているのかなと思っておりますので、心の障壁を取り除くためにも、より多くのコミュニケーションとれるような機会というものを更に作っていかなければならないかなと感じているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) はい。答弁いただきました。バリアフリー、先ほどで町長もご理解いただいているんですが、バリアフリーがもう前提ではないんですよね、世の中。まちづくりのバリアフリーが前提ではなくて、本当にユニバーサルデザイン、UDですよ。それはなぜかと言ったら、そういう風なユニバーサルデザイン思考、またその考えが、まちづくりに反映していくと、それこそ誰もがですね、それは普通の方もそうなんですが、使いやすい、また情報も伝わりやすい、そういうようなことになるかと私は思っております。

ユニバーサルデザインは7つの原則があるという風に言われていますが、それにですね、一つ付け加えた大学の先生もおります。その方はですね、最後に何をつけ加えたかっていうと、無関心ではないことと、そういうような定義でですね、原則を一つ付け加えた方がいいと。そ

それはなぜかという、心の障壁と同じようなことになるかと思うんですけどもね、やはりそこは、相互の理解の大前提の部分で、きちんとそういう障がいがある方が暮らしている部分で、その方たちに思いを馳せるといいますかね、慮る。そういうような気持ちがないと、そこはですね、いつまでたっても反映されていかないと。暮らしにくい世の中になっていくと、変わっていかないと、そんな認識でいると思います。ですから私、町長の施策、まちづくり否定する訳ではありませんけれども、その辺りですね、関心さ、もう少しあってもよかったんじゃないのかなと。だからこそ、まちづくりの総合計画の中のアンケートで、36%の人しか肯定的な捉えをしていなかったと。残りの64%、よく分からないという2.6%ほどあったかと思うんですけども、やはり多くの方が、美瑛町は、障がい者にとって、環境が整ってる町とは言えないと。その原因は、要因は、もしかすると、行政が障がいのある方たちに対しての、無関心さといえますかね、そういうのがあったんじゃないかな。だからこそ、伝えるべきところもきちんと伝わらないような、そのような進め方になっていたんじゃないかなと、そんな風に思っていますが、改めてお考えを伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 障がい者差別の解消はもちろんのこと、障がいを含めた福祉の向上というものは、このまちをつくっていく上で大変重要な課題であるという認識を当然持っております。この任期、4年間の中でも、障がいのみならず、福祉の全体の向上を進めていくということは、大変力を入れて進めてきた分野でございます。

ユニバーサルデザイン、バリアフリーではないよというご指摘ですけれども、例えば段差の解消ですとか、手摺りですとか、そういうのを設置していくとかという、一つ一つの部分、細かい、これが細かいということが必要性が低いという訳でございません。一つ一つのご指摘を受けた部分についても、改善を図ってまいっておりますし、例えば補聴器に対する補助制度なども新たに創設をさせていただき、多くの皆さまが住みやすい、誰でもが住みやすいまちづくりの更なる環境の向上に努めてきたところでございます。ただ、今のお話をお伺いしまして、無関心ではあってはいけないというところで思いますと、悪意あるその無関心とか無視ではございませんで、自分としては、私だけではなく、職員もですけれども、関心を持っているんですけども、まだ思いが及ばないというところは、ご指摘をいただき、そのとおりだということも是正すべきところもございます。そういう意味で、議員の皆さま方は、日頃よりご指導賜っておりますし、議員の皆さま、町民の皆さまの声を受けまして、より誰でもが住みやすい、美瑛町のまちづくりというものが、今後とも進められなければならない、そういう思いで今、おります。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 答弁いただきました。町長の答弁の中でですね、最後になりますけれども、美瑛町障がい者福祉計画の策定時において、啓発や周知に努めてますという答弁いただいております。美瑛町障がい者福祉計画、私も当時ですね、平成27年、自立支援協議会の委員の1人として、計画に関わってますね、策定してましたけれども、この時に私、保健福祉課にですね、委員の1人としてメールを送ってるんですよ。当時課長補佐だった方もここに座ってたんですけど、それは何のメール送ってると思ったら、いくつか私の意見も載せているんですが、障害者差別解消法、これをですね、ちゃんと基本の中に位置付ける必要があるんじゃないかと、そういうことを述べさせてもらったんです。それで、働く就労の関係だとか、教育の面ではですね、合理的な配慮って言葉があるんですけども、やっぱりその根っこというところと言ったら、当時は、その合理的配慮、それをまちづくりの中でですね、基本の中にしっかりと差別解消という風に謳った方がいいと、そういう風に私は思って、結局それは反映されることはなかったんで、私はそのあと、もうちょっと声をね、力つきたいな、やっぱり議員としてまちづくりに参加してそういうことができないかと、そういうような思いもあって、その後、議員になっているんですけども、やっぱりですね、文言きちんと入れるか入れないかで計画っていうのは変わってくると思うんですよ。

だから本当は私、今回のまちづくり総合計画についてもですね、ユニバーサルデザインの言葉あるけれども、合理的な配慮が基ではなくてですね、やはりそこはさらに、深く、未来10年間計画ですから、未来に向かってやるのであれば、しっかりとですね、合理的な配慮のもとでなくて、ユニバーサルデザイン、社会的障壁を町として、なくしていくということですね、しっかりこう謳って欲しかったな、そんな思いがあります。まちづくり総合計画の文言を変えることは、なかなか難しいかと思うんですけどもね。ただやはりね、そういう風に関心でないこととあわせて、しっかりと未来に向けて、ユニバーサルデザインを進めていくんだと。それがあって初めてみんなが暮らしやすい美瑛町になるんだという風な認識であります。

最後にね町長、本当にその辺り、ユニバーサルデザインこれからしっかりやっていくだとかね。それは設備的な面だけではありません。公共施設等総合管理計画にも載ってますけれども、前提がバリアフリーの除去だとか、そういうことじゃなくて、バリアフリーじゃなくてしっかりとですね、ユニバーサルデザインに取り組むと、そのことについてお考えを伺いたと思います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい、今回ご質問いただいたこともございまして、改めてもう一度詳しく、美瑛町障がい者福祉計画を読み直し、その精神を理解に努めたところでございますけれど

も、その中で今、お話にありましたとおり、青田議員が議員になられる前に、この委員会で加わっていただいております。今、ご指摘を拝聴すると、様々な、やはり有益なお話をいただいたと思っております。そしてこの計画のはじめにの中で差別解消法についての言及がございます。このあたりも恐らく、青田議員からのご指摘があって、こういう内容になっていったのかなと推察をしていたところでございます。そういう意味でも町民の方の参加、住民の方の参加で、重要な計画を作っていくということは本当に大切なことなんだなということを改めて認識をしたところでございます。

そして、ユニバーサルデザインの重要性についてでございますけれども、これまでも述べております通り、住民福祉の向上、福祉の向上、ユニバーサルデザインを果たしていくということにつきましては、重々その重要さというものを認識しているところでございます。今、任期が残りの中で、この先のことをお話はできませんけれども、今、現在、町長職に置かれたものとしては、大変重要なことであるという認識で立っているということをお伝えさせていただきたいと存じます。

○議長（佐藤晴観議員） 11番議員の質問を終わります。

次に10番、野村祐司議員。

（「はい」の声）

10番野村議員。

（10番 野村 祐司議員 登壇）

○10番（野村祐司議員） 番号10番、野村祐司、質問方式、時間制限方式、質問事項、動き出す自治基本条例と試される美瑛自治について。質問の要旨、2019年から検討が進められていた美瑛町自治基本条例が施行期日を本年4月1日として実質的にスタートします。自治基本条例の原案作成まで「まちづくり委員会」の多数開催、自治基本条例策定専門部会にあっては17回に及び、逐条ごとに協議を重ね、特徴ある美瑛のまちづくりに向けた信念の表れとしてその熱意は十分汲み取れるものであります。公共政策研究所が発表した2019年の町村数一覧では全国1,788自治体のうち自治基本条例普及状況は390自治体で普及率は21.8%、上川管内23自治体の内施行自治体は9となっておりますが地域ごとに温度差はあるものの自治基本条例施行の関心は広がりつつあります。

さて、自治基本条例は自治体の憲法とも称されますが、条例の意義は自治体の自治のかたちを条例化したもので美瑛町の行政運営や基本理念を定めたものと理解しています。それはとりもなおさず町民や、行政職員・町長・議会議員全員の共通認識と併せ、理解と実践が求められ、これが担保されてこそはじめて自治体の憲法としての規範性が維持されるものと思います。条例はある意味町民との約束事であり、言い換えれば行政を縛り拘束するものでもあるとの識者の声もあります。この条例が「画竜点睛を欠く」との諺に貶められないよう条例の運用に向け、

次の2点について町長の考えを伺います。

(1) 行政運営が条例どおりに実践されているか監視する町民等による外部組織が必要とされるが、その考えについて。

(2) 条例の存在意義を高める町民生活との関わりと情報の共有化について。

質問の相手は町長でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 10番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 10番野村議員さんよりの動き出す自治基本条例と試される美瑛自治について答弁を申し上げます。

先日の本会議において可決いただきました「美瑛町自治基本条例」は、本町自治の担い手としての町民、議会及び行政がそれぞれの役割を認識しながら連携・協働し、共通のルールの下で町民主体の自治を基本としたまちづくりを推進していくための条例です。

また、自治体としての町政運営の全体像を示す条例でもあり、本条例の中に位置づけた「まちづくり総合計画」とともに、町政運営の基幹的な仕組みであると考えております。

1点目につきましては、議員御指摘のとおり、自治基本条例をどのように検証するのかという課題があります。「本条例が制定の趣旨にのっとり運用されているのか」、「時代の変化に対応できているのか」、「条例の規定を基につくられた制度は適切に運用され、機能しているのか」などを検証することが必要になります。

こうしたことから、本条例を守り育て、実効性を高めていくための機関として、町民の方々から構成する「美瑛町自治推進委員会」の設置を規定しており、その実践を進めてまいります。また、本条例の運用を検証することは、町政運営全般にわたるマネジメントを検証するという効果も持つものと考えております。

2点目につきましては、本条例は、町民主体の自治を確立するための理念と、その理念を具体化する制度と、制度を動かす原則を規定しており、効果的・効率的でわかりやすい町政運営につながると考えております。この条例を町民の皆さまと共有し、条例を動かし、具体的に機能させることによって、町民の皆さまの町政への関心がより高まり、町民主体の自治が推進されるとともに、相互理解や連携も深まって、地域課題の解決に向けた多様な参画や活動が展開されていくものと考えております。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） 10番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 10番野村です。今回、2点の質問をさせていただきました。1点目は、条例の運用と外部組織についてそれぞれ答弁をいただきました。いろいろ、北海道あるいは全国での先進事例、よく出ておりますが、回答では、自治推進委員会の設置ということがありますから、これはもちろん関係するものであります。基本的には、この条例の運用の研修をする、あるいは、せっかくできた条例の形骸化を防ぐという大きな目的でありますので、これの実効的な委員会の設置については、期待をするところでございます。先進事例の反省としてよく出ているのが、行政職員への浸透をいかに図るかというところが大きなポイントになっているようでございます。それで一過性になってしまいますが、反省の大きなものとしてよく挙げられているのが、逐条解説の配布はしたよと、あるいは、説明会をしたよというところで終わって、それぞれ反省するところがたくさんあるという風にあります。この運用と評価については、やはり、定期的に情報交換するとか、あるいは研修会を、もちろんすると思えますけど、日々の仕事に向けて、条例を浸透させると。その仕掛けが必要ではないかと思うんですが、要するに繰り返し作業になりますが、その特別な仕掛けといいますか、この基本条例を行政職員っていか担当者きちんと位置付けられるような、その仕掛けというか仕組みという点について、改めて町長にお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 議員ご指摘のとおり、条例を、特に、条例全てでございますけれども、本条例につきましてはまた、各別に制定しただけではなくて、これを実行していくというところが真にこの条例の制定の意味につながるというところでございますので、町職員が、この条例の精神に則った活動、行動をとることを、強く普及をさせていきたいと考えてございます。一つ一つは、この条例を制定していく中で様々な講師の方との話合いもありましたけれども、この条例制定後、職員が本当に一つ一つの業務の中で、実際に関わることで意識が変わっていくというお話も伺っております。条例の趣旨を踏まえてこれまで行っていた事務手続とは違う事務手続が、実際に、これから求められる局面が多々増えてくると思いますので、そのような実践を通す中でまず、この条例の中身を理解してもらいたい。一方、その実践だけではなくて、総論的に、総括としてこの条例がこういう趣旨であり、こういうところを気をつけて職務に当たって行いたいということにつきましては、研修制度などを通じて更なる普及も図ってまいりたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) いずれにしても、この条例は生かされるというか、価値のあるものに、もちろん築き上げていただきたいと思います。委員会でも、あるいは議会でもいろいろ

論議の中心になった、その町民への浸透というところでございます。この条例の存在意義が、各行政の中の最高規範に値する条例だということもあって、一般の条例とはちょっと違うところがあるよというようなことでありますので、やはり、これもちょっと先進事例しか、私、先のこと読めないもんですから、やっぱり情報発信はいろいろするんだけど、関心がやっぱり取りきれないっていうんですね、他の先進事例。例えば、北海道では、ニセコ町とか栗山町とか、先進地ありますけど、事例がよく出ております。そういったところで町民生活の関わりということでちょっと2番目に質問を上げさせてもらったんですが、今回、この権利が明確化された。回答のように、美瑛町の町民としてのまちづくりの権利が明確化されたというところでありますので、これは言い換えると、行政と、それから町民の皆さんと行政それから議会の権利と責任が明確化されてきたという裏返しの言葉になります。そこで、これまた先進事例でご案内いたしますけど、この自治基本条例を発することによって、美瑛の、あるいは自治のレベルが向上したというような報告もありますし、自治体の透明性や公平性を確保することもできた、あるいは応答性の向上もできたというような報告がありますし、それからまちづくりの戦力が向上した、それから町のイメージチェンジのきっかけになったと、いろんなウィークポイントでないところの事例もたくさんありますので、この条例を、更に高みをつけて、住みよいまちづくりをつくるというような、きっかけに私はなるだろうと確信をしてるんですが、その辺の町長の決意を改めて伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 先般の本定例会におきまして、自治基本条例を議会の皆さまに採択をいただきまして、心より感謝を申し上げます。またその時に、付帯決議をつけていただいております。その内容につきましては、真摯に受け止めてございますし、尊重、遵守させていただく、そういう所存でございます。大変重要な条例を制定をいただいたと思っております。これまで、私は、一言で言えば住民主体の自治の実現をということを旨として職務に当たってまいりました。簡単にもっと分かりやすく言えば、町民の皆さまの思いとか願いとか、夢が実現していく、そういう行政のあり方を進めていきたいという思いでございます。

これまで例えば、もうまさに今もそうですけど、コロナ禍の大変な状況の中で、事業者さんの様々な思いですとか、一昨年(2020年)に一度の干ばつと言われたときの生産者様の思い等々、そういうようなものを受け止め形にする、その思いをどのようにご支援するのかということをやってきた一方で、常に恒常的に突発的なものではなくて恒常的に町民の皆さまが、お話をさせていただく、ご意見をいただく、その思いが行政に届くというそういう仕組みづくりができないかなというような思いを持ってまいりました。その中で、町民提案事業ですとか、町長へのメールを送ることができるようになるとか、様々な仕組みを講じてまいりましたけれ

ども、今回、お認めをいただきました、この自治基本条例が、そうした住民主体の自治を行うに当たっての基盤、基幹的な位置づけ、象徴的な位置づけになると考えているところでございます。自治基本条例成り立ちからしまして、条文一つ一つが、町民の皆さまに、まさに考えていただいた画期的な条例でございます。この条例を後に振り返って、あの条例ができた後、美瑛町のまちづくりのあり方が変わったなど言っていただけのような内容になっているという風にも思っているところでございます。ただそれは、制定をいただいたからそうなるというものではございませんで、今日の野村議員とのやりとりの中で縷々出ておりますように、実際にこの条例を動かしていかなければいけない、実践していかなければ、そのようにならないと思っておりますので、この、より一層この条例を実践していくための施策、あるいは仕組み等を講じてまいりたいと思っております。

今ご指摘もいただきましたとおり、町民の皆さまの権利を定めております。議会、行政の権利責務も定めております。美瑛町の自治の基本理念と基本原則を定めた条例でございますので、この条例を真に生かすことによりまして、真に住民主体の自治が実現し、様々な課題が解決し、よりいい高みのある、美瑛町ならではの自治が実現できるものと強く期待をしているところでございます。

○議長（佐藤晴観議員） 10番議員の質問を終わります。

10時50分まで休憩します。

休憩宣告（午前10時36分）

再開宣告（午前10時50分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、6番中村俱和議員。

（「はい」の声）

6番中村議員。

（6番 中村 俱和議員 登壇）

○6番（中村俱和議員） 番号6番、中村俱和、質問方式、時間制限方式、質問事項、4年間の町政の自己評価と今後の課題について。質問の要旨、日本は過去30年間、経済は停滞し、国民の実質所得は下がり続けています。

さらに2020年から始まったコロナ禍は、町の経済に計り知れない打撃を与えました。加えて、人口減少は歯止めが掛からず、町民の間には不安が蔓延しています。

さて、地方自治の基本は、政府に依存することなく自立的な行政を行うことにあります。

端的に言えば「地方の政治は自分たちで行う」ことでもあります。憲法では、地方自治は「地方自治の本旨に基いて」行うと明記しています。

そこで、過去4年間の角和町政について、次の4点を伺います。

- (1) 町民の声をどのように捉え、行政に反映したと認識しているか。
- (2) 予算とその執行において、町民の利益は図られたと認識しているか。
- (3) 経済停滞の原因は、政府の政策にあり、政策を変えさせることが必要と考えるが認識はいかがか。
- (4) 行政は、第一に町民の命と生活を守ることであるが、コロナワクチン接種をどのように認識しているか。

質問の相手は町長です。

○議長（佐藤晴観議員） 6番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 6番中村議員さんからの4年間の町政の自己評価と今後の課題について答弁を申し上げます。

地方自治の在り方につきましては、自立した町政執行が必要であり、町民を主体としたまちづくりこそ、原点であり基本であると考えております。新型コロナウイルス感染症の影響は測り知れず、町の経済に大きな打撃を与えましたが、その影響を最小限に留めるべく、人口減少が進む中におきましても、様々な緊急経済対策事業や移住定住対策事業、関係人口の創出事業などを展開し、まちの活性化や街中の賑わいづくりに尽力してまいりました。

1点目につきましては、「びえい未来トーク」や町長宛てメールアカウントを新設し、日頃より町民の皆さまの率直な御意見に耳を傾けてまいりました。予算編成に当たりましては、町民提案事業も募り、広く町民各層からのアイデアをいただくなど、多くの町民からの声を拝聴し町政執行に反映してまいりました。

2点目につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する諸対応はもちろん、町民生活を第一に考え、保健、福祉、医療分野等において、新規事業はもとより既存事業の見直しや拡充を図ることで「しあわせなまちづくり」を推進し、地域経済におきましては、消費活性化事業の実施や地域通貨による町内経済の循環、起業支援事業など、暮らしを支える地域経済の活性化に取り組み、着実に成果を上げているものと認識しております。

3点目につきましては、自治体の長として、地域経済において好循環のサイクルを確立し、町内の労働者や事業者の生産と生活を維持、拡大して、グローバル経済に大きく左右されない自立した地域経済の確立が重要だと考えております。その観点から、必要と判断した際には、国や北海道、関係機関等に対して政策要望や提案を行ってまいります。

4点目につきましては、新型コロナウイルス感染症は、これまで感染症法上の2類相当と位置づけられ、ワクチン接種につきましても、予防接種法上の臨時接種として接種案内や医療機

関への接種体制整備支援などを実施し、無料かつ複数回接種を行ってきたところです。国は、予防接種を含めた各種感染予防対策により、諸外国と比較して感染者数や死亡者数を抑制しているとしており、効果は確認されていると考えております。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） 6番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。まず、1番目の質問を続けます。町民の声をどのように捉え、町政に反映させているかについてですね。町長は答弁の中で、「びえい未来トーク」、それからメールアカウント、これを新設したと答弁されました。しかしですね、私はこれらの手段は、それなりの効果は認めますが、しかし、限られた手段であると。これで十分応えているのかという思いがいたします。これは難しいことですが、しかし、町民の声を捉えるには、やっぱりそれなりの覚悟、そして気迫、気迫が必要だと思うんですよ。役場には平日多くの町民が様々な用件でやってまいります。各窓口に対してですね、各種の申請だけではなくて、様々な要望、希望、そういうものを抱えてやってきております。これはね、一つ一つ言葉に出す訳ではないと思うんですよ。どのように表現したらいいか、今のシステムの中で、制度の中でね、言えないこともたくさんあると思うんです、そこが問題なんです。こうした町民の声が聞こえですね、そして、表現できない思い、これに対して、町の長として最も敏感でなければならないと思うんです。その辺の感覚はいかがでしょう、伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 先ほどの野村議員さんからの質問に対してもお答えをさせていただきましたけれども、私自身、町民主体の自治を実現していく、そのことが大事であるという思いで今、任務に当たっているところでございます。でありますので、当然、町民の皆さまの声、それが、行政にとって何より大事なことであり、そのことをどう受け止め、どう実践していくのかということが大変、問われている重要であるという認識でいることを、是非ともお答えをさせていただきたいと思っております。その上で、「未来トーク」ですとか、町長宛てメールのアカウント等新設をさせていただきましたけれども、もちろんそれ以外の様々なチャンネルを通じて町民の皆さまの声をお伺いするという事は成してきておる訳でございます。行政区単位の、町内会単位の要望もございまして、諸団体さんからの要望活動もこれまでもありましたし、今も続いておられますし、あるいは、個人の役場に来られた方が、たまに直接私のところにおいでになることもございます。そのような時でも、時間がございましたら対応させていただき、お話を耳を傾けてきているところでございます。様々なジャンルの、町民の皆さまをお声をいただくということを、これまで以上に生かしていくとともに、今回、お認めをいただきました自

治基本条例、こちらが真に機能していった場合、より多くの町民の皆さまの声が行政に反映できる、実現していく、その仕組みを、条例を認定いただきましたので、このことをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) 6番中村です。町長は答弁の中で、町民の声を大事にしますと、これはどこの町長も同じ答弁すると思いますよ。しかし、これは行動で示さなければなりません。役場の1階には多くの町民が訪れますが、こうした中、町長はですね、町長室は2階にある訳ですけども、1階に降りてきて、そして町民と対話する、これはできるのではないかと。定期的でなくてもいいんです。時間がある限りですね、だから不定期で結構だと思います。これは難しいことではないと思うんですよ。その気があればいつでもできたはずですよ。そこにですね、町民はその姿に、町長の本気度、本気度をやっぱり感じることでしょう。ですから、町長のこうした姿勢、これはよく、町民の方は見ているはずですよ。町長の姿勢と決意にかかっているのではないかと思います、ご認識を伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 町民の皆さまとの接し方でございますけれども、1階、また町長室あります。2階を問わず、1階の広いところですれ違ったり、2階の廊下ですれ違ったりした際には、お声をかけさせていただきましたり、お話をお伺いしたり、そういうことは心がけてきております。1階に降りて何曜日の何時から何時までお話を聞きますというような形はとってございませぬけれども、なるべく多く、執務時間の中で町民の方と触れ合う時には、挨拶も含め、最近どうですか、困ったことはありませんかというようなやりとりはさせていただいておりますので、そのことを通じて日常レベルの町民の皆さまのお考えですとか、お困り事について聞かせていただいているという風に受け止めているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、期待いたします。それでは2番目の質問に移ります。予算と執行において、町民の利益が図られたかどうかについてですね。予算の配分と執行は、地方自治の中心であります。町長はですね、答弁の中で、着実に成果を上げていると答弁されました。しかし、コロナ禍において成果があったかどうかを判断することは非常に、生易しいことではないと思いますね。町民は厳しく見ております。町の経済は非常に厳しい、町民は苦しんでおります。町の声聞いてまいりました。一つは、回復なんて程遠い。それからもう一つは、ああ、売れないんだよ、と。これはね、なかなか町の職員や町長がそういうことをね、伺っても、

決して言わないはずですよ。やっぱりこれが現実でありね、本当の声なんです。答弁では、確実に成果を上げてるとおっしゃいましたけども、しかしですね、かえって成果は限られ、課題を残したと。こういう風に答弁するほうがはるかに町民の信頼性は高まるのではないかと、現実的だと思うんですよ、いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) コロナ禍の中で、様々な影響を受けた事業者様、多くいらっしゃいます。その業態によりましては、今なお、厳しい思いを持たれている方いらっしゃるということは、当然、認めているところでございます。一方で、先日もあるお店でお話をしていますと、町だけではなく、町あるいは国とから様々な今回支援あって、おかげさまで、今こうして商売を続けられる、そして今、観光客戻ってきてコロナ前に戻りつつあるよと、というようなお話をいただくことも事実でございます。様々な受け止め方をいただいている中で、しかし、このコロナの中の3年間、経済対策につきましては、質量共に、近隣自治体を超えるものを実施してまいったという自負がございますし、そのことにより、地域経済を守ってきた仕事を守ってきたという思いを持っているところでございます。なお不十分であるというご指摘は、当然であろうかと思いますが、今美瑛町が持っている、予算の中、また、事務に当たる職員の力、パワーの中では、持てるもの全てを注ぎ込んできているという風に感じているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、続けて質問いたします。予算がですねどのように執行されたか、これが非常に重要であります。町の入札率について伺います。町ですね、入札物件の落札率は高水準が続いております。私は、健全な競争とは感じられない、そういう風に指摘してまいりました。競争入札の目的を考えていました。これは、法律でこの目的が記されておりますけれども、健全な競争を促すことにあると、これによって企業の競争力を強くし、鍛え上げ、企業の発展を促すんだと、これが目的であるはずですよ。結果として、町の執行予算を抑え、お金を福祉に回して、町民の幸せにつなげることができると。これが地方自治の基本ではないかなと、私はこう思うんですけども、いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 一般論といたしまして、最少の経費で最大の効果を上げていくということが、自治に求められている姿だと思っております。無駄を廃止し、その分浮いたお金で必要とされる場所に、そのお金を傾注していくという姿勢は、議員ご指摘のとおり私も全く同感でございます。で、言及をいただいております、入札につきましては、これまでも答弁して

いるとおりでございまして、入札に関しましては全て法に従って、法の遵守する中で進めているところでございます。また、公共事業の役割としまして、地域経済の成長育成という面を持っているということも認識しているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。伺っておきます。それでは3番目の質問、政府の政策を変えさせることについて伺います。日本はですね、失われた30年と言われておりますが、この経済的な停滞、これは世界共通の認識になっております。つまり、成長していないのは、世界で唯一、日本と言われております。なぜこうなったのか、日本の経済成長率をですね、国際比較したデータがあります。それによると、2020年の経済成長率は世界では157番目です。下から勘定した方が早いですよ。まさに日本は沈没寸前であると、いろいろな業界、言論界、政治家からも言われております。そこでですね、町がこれから未来をつくっていく上で、この失われた30年の原因、これはやはり町としてもきっちり認識しておくことが必要不可欠だと思うんですけどね。ご認識はいかがですか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 日本経済の停滞の原因につきまして、私が今お答えする立場にはございませんけれども、もちろん様々な経済政策、または金融政策のあり方もございますし、複雑な要因が絡み合っている中での結果であるという風に考えております。自治体の長として、先ほども答弁申しましたが、今、町長の職を預かる者としましては、日本全体がそのような状況の中にございまして、美瑛町の経済、地域経済がしっかりとしたものになっていく、自立していく、循環したものになる、そのことに力を注ぐのが町長の仕事として、今一番大事なことであると考えているところでございます。そのためにも、日本経済全体ではございませんが、美瑛町内の地域の経済状況がどうなっているのかということについて買い物調査でございまして、産業連関表の作成等様々なデータ分析をするための調査を行ってまいっております。その結果を受けて美瑛町としての地域経済をどのように、しっかりとしたものにしていくのかという政策、施策づくりに結びつけて、実行しているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。町長はですね、この答弁の中で、3番目の今の答弁の中でですね、国や北海道、関係機関に対して、政策要望、提案を行ってまいりますと答弁されましたね、これは当然だと思うんですね。しかし、今のお答えでは、私は町長の立場として、どうのこうの言える立場ではないと、おっしゃいましたね。しかしね、それであればね、

政府や国に対して、そういう提案はできなくなってしまいますよ。私はね、経済成長の停滞の原因は、たくさんあります。だけど大きく言えば3つあると私は思っております。一つはね、日本の大企業の海外移転と国内産業の空洞化、それから非正規雇用の拡大、これは賃金を抑えるために、これ表裏一体なんですよ、裏表の関係にあるんですね。それから更なる消費税の導入と拡大、新たに10%の、8%、10%、今後はそれ以上と言われておりますけども、しかし、これらの政府はどれも、政府の政策にあるんですね。ですから、この認識をね、町長なりに別な考え方もあるかもしれませんが。いずれにしても、その原因をはっきり認識した上で、この近隣町村、それから、連携してやっていくと。そういうやはり、一つの認識に立たなければね、発言できる意識に立たなければ、これは今後、連携してやっていくことができなくなると。やっぱりきちっとした答えを持つことが大事じゃないですか。いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 先ほどちょっと言葉が足りなかったかもしれませんが、私が言う立場になると申しましたのは、日本経済停滞の原因理由についてどう分析するかということでございまして、そのことについては、私の個人的な考え方あるいは、停滞原因のところ、国のレベルの停滞原因を指摘しろと言われても、お答えしかねるところで述べさせていただきました。それと、今ご指摘いただきました、国、あるいは北海道に対しての要望活動は別でございまして、後段先ほど私が述べさせていただきました、私の仕事として今、いの一番大事にしなければいけないのはこの美瑛町の経済をどうしていくか、どう守っていくか、どう回していくかというところがございます。その時に、美瑛町経済をもっと良くするにはこのことが必要なんだというところがありましたら、当然、北海道国に対して、それを要望してまいります。

例えば、一昨年の干ばつ被害、あの時の美瑛町の現状、あれは北海道の中でもまた一部でして、大きな声にならなかった中でございましたけれども、北海道の中の美瑛町にとっては大変大きな問題なんだ、このことをどうにか考えてくれというようなことを、そのことによって地域経済を良くしていく、地域を、仕事を守っていくということは、私はこれまでもやってきましたし、していかなければならない仕事だと思っております。

それと、日本全体の経済の停滞の原因をどのように捉えるかという分析できるかということにつきましては、私の任を超える範囲かなと考えているところでございます。ただ、もちろん、経済情勢、国際経済の状況についても常にアンテナを張って、関心を持ち、知識を増やしていく、そういう取組をしなければいけないのは当然でございまして、自分の資質を高めるということについては、研鑽を更に積んでまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。伺っておきます。次に最後の質問、伺います。ワクチン接種についてですね。地方自治の第一はですね、町民の命と生活を守ることです。そのためには、情報を広く集めておかなければならないと、当然だと思います。この度のワクチン接種はですね、この安全性、効果、それも検証されないうちに緊急的に開始された、町長がおっしゃるように開始されました。しかし、このワクチン接種をめぐる状況大きく変化しつつあります。

まず、2点言います。国会、国会議員らが子どもへの接種とワクチン後遺症を考える超党派議員連盟を結成しました。2つ目、接種によって死亡したり、重篤な後遺症となった遺族、被害者らは、ワクチン遺族の会を作り、厚生省に対し、原因の究明と救済を訴えたんです。この2つについてはね、町長もご存じだと思うんです。これは昨年秋から年末にかけての動きです。今年に入ってですね、新たな動きがありました。その中の1つ、京都大学の福島雅典名誉教授は、厚生省に情報の公開を求めました。その情報とは2つあります。1つは、ワクチンの安全性、つまりリスクですね、と有効性の全てのデータ。それからもう1つは、日本政府とファイザーなどの製薬会社との契約書の全文、これを開示するように求めたんです。当然のことだと思いますよ、これは国の税金を使って国民の命を守るためにやったはずですからね。しかし、厚生省は何と答えたかという、全ての開示を拒否しました、2つの開示要求を拒否しました。なぜこんなことがあるのか、なぜ隠すのか、不思議です。そのために教授は、情報を開示するように、東京地裁へ提訴しました。この情報はご存じですか、伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 申し訳ございません。つまびらかに詳しくは存じてございません。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。質問を変えます。全国では、ワクチン接種によって死亡、心筋炎、脳梗塞、がんなどの発生など、様々な後遺症が全国で報告されております。しかし、この美瑛の町のホームページにおいてはですね、これらのリスクの中のほんの一部しか、記載されておられません。しかも、よくよく探さなければ、気がつかないです。広報びえいではどうなってるかと、広報びえいではですね、接種の具体的な表示、ただリスクだけじゃなくて、リスクとはどのようなものなのか、そういった表示が見当たりません。私は、2020年から調べてきましたけども、ですからね、町民はリスクとは何なのか、これ理解出来ないのではないかと私は思いますね。具体的なリスクをはっきりと、分かりやすく表示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） ワクチン接種をめぐりましては、これまでも町民の皆さまで接種を望む方につきましては、もうできる限りスムーズ、スピード感を持って速やかに接種できるよう、しかし、不安のある方リスクを感じる方につきましては、そのリスクがあるという事実を情報を提供することによりまして、町民の皆さまの中でご判断をいただくという姿勢でこれまでも臨んできたところでございます。接種の案内等におきましても必ず、議員の皆さまからもご指摘もございました。そのことも受けまして、リスクについての表記というものは必ずつけさせていただいてございます。ただ、その中で、リスクの説明の仕方、表記の仕方について、なお足りないということでしたら、例えばどのような後遺症があったとかという例を例示するということは、もちろん可能であると考えております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、中村です。そのリスクの具体的な表記についてですね、表記をすると、検討するということについて期待いたします。終わります。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい、今あるリスクの提示、表示に比べて、より丁寧な表記の仕方について考えてまいりたいと存ずる次第でございます。

○議長（佐藤晴観議員） 6番議員の質問を終わります。

次に、1番保田仁議員。

（「はい」の声）

1番保田議員。

（1番 保田 仁議員 登壇）

○1番（保田 仁議員） 番号1番、保田仁、質問方式、時間制限方式、質問事項、特別ではない特別支援教育の推進について。質問の要旨、令和2年3月に策定された美瑛町支援教育基本方針（以下「基本方針」という。）によれば、本町の特別支援教育は平成16年度に「特別支援教育推進委員会」が設置されて以降、個々のすべての子どもたちに応じた特別支援体制の整備・充実が図られており、発達段階や障がいの状態に応じたきめ細かな指導の充実と、さらに美瑛町子育てファイル「すとりのむ」を活用した保護者との情報共有を図りながら、生涯を通じた特別支援教育が推進されてきたものと推察するところであります。

基本方針では「特別ではない特別支援教育を目指し、関わるすべての町民に理解を深めてもらい、本町の支援教育を推進していく。」と掲げており、未来ある本町の子どもたちのために、今まで蓄積してきた知識や経験、人材や組織を更に発展・拡大して取り組んでいく必要がある

と考えています。

そこで、基本方針策定後3年を経過した現時点において、次の3点について伺います。

(1) 基本方針策定後3年を経過し、その進捗度及び現状と課題について。

(2) 今後増大する教育的ニーズに対して、きめ細かに対応するための組織体制と人材育成・人員配置の更なる拡大の考え方について。

(3) 親と支援機関、支援機関相互の連携における現状と課題について。

質問の相手は教育長です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤晴観議員） 1番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

鈴木教育長。

（教育長 鈴木 貴久君 登壇）

○教育長（鈴木貴久君） 1番保田議員からの質問事項、特別ではない特別支援教育の推進について答弁を申し上げます。

本町では、個々の児童生徒の将来の自立を見据え、保護者と学校、教育委員会が必要な支援について早期から教育相談を進め、特別支援学級の在籍や通級指導教室の利用などについて合意形成を図りながら進めています。

1点目の支援教育基本方針につきましては、保護者が望む子どもの将来を見据えた療育・教育ができるよう、時代のニーズに合わせて計画的に見直しを行っており、本町の支援教育は、基本方針に基づき計画どおり進めていると認識しています。一方で、教職員には異動があることから、本町に赴任される教職員に対して、本町の基本的な考えである「全ての子どもへの支援教育」について理解を深めていくことが課題となっています。

2点目につきましては、教育委員会に公認心理師を配置するとともに、学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置しており、児童生徒や保護者の悩みの解消に向け、迅速に対応しているところです。

近年、支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、悩みの原因についても複雑で多様化しています。これらの解決に向け、教育委員会では専門性の高い職員の育成を図っておりますが、今後、人員の拡充が必要な場合は、町長部局とも協議し、組織体制の強化を図っていきたいと考えています。

3点目につきましては、幼少期から保健センターや子ども支援センターを利用している子どもの保護者に対し、医療機関や福祉機関との連携の必要性を啓発しています。また、医療受診の結果につきましても、これらの関係機関が情報を共有することで、その後の児童生徒の個々の実態に即した支援につながるよう努めているところです。

町の組織改革の効果もあり、義務教育段階における関係機関の連携は、以前より円滑に進め

られています。中学校卒業後の進学校との連携については、より一層深めていくことが必要であると思っています。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） 教育長、もうちょっと。

○教育長（鈴木貴久君） すいません。8頁になります。今後におきましても、本町が目指す「特別ではない支援教育」の推進に向けて、学校や保護者、関係機関等と連携を密にして取り組んでいきたいと考えています。

○議長（佐藤晴観議員） 1番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

1番保田議員。

○1番（保田 仁議員） はい、1番保田です。基本方針に基づき、計画どおり進めているとの答弁をいただいておりますし、美瑛町は全国的に見ても、かなり先進的な取組がなされていると伺っておりますので、計画の遅れなど、不安や不都合はほぼないのかなと思っております。しかし、答弁にもありますように、教職員は北海道の職員でありますので、人事異動に伴う、町外への転入・転出は避けられないのが現状だと認識しております。そこで発生するのが、教育委員会と教育現場である学校との支援教育に対する考え方の温度差、ギャップではないのでしょうか。人事異動のタイミングや、人数、トップである校長、教頭の異動によっては、学校全体ですね、支援教育に対する考え方がガラッと変わってしまうような場合も避けられないのではないかと懸念されるところであります。人事に関することなどで、なかなか答えづらいことだと思いますけれども、そういったことが発生しないように、何か対策とかがあるのではないかと、そのようなことをちょっとお伺いいたします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木貴久君） 1点目の質問で、教員に人事異動はつきものでございます。今まさに、3月で教職員の人事異動が、なされており、ほぼ決定して発表というか新聞報道が3月23と24日の予定でいるところでございます。

1点目の人事異動のためにギャップが発生するんじゃないかと、温度差があるんじゃないかといったことについてでありますけれども、この特別支援教育の前に、皆さん多分ご存じの特殊学級というのがありました。これが平成19年7月に、制度改正になりまして特別支援学級ということになりました。ですので、それ以降の教員を目指す大学に行って教師課程を専攻する大学生においては、学校で勉強し、方々の学校に教育実習を赴いて、勉強して実力を、経験をつけている、といったことで、今は何でもないんですけども、それ以前の今現在、32、3歳以上の先生については、独学で勉強を行ったり、研修会に積極的に参加して、特別支援教育についても、日々学んでいると言った状況でございます。学校の先生、大学卒業した時に、ま

ず新任で、4年間は新しい学校にいます。必ず基本いるんですけれども、その後他方に転入になります。2校目、3校目の先生は基本的には6年その町に在籍していくことが標準となっております。中には、7年、8年と長くいる先生もいるそうでございますけれども、そのために、同様に美瑛町で行っている特別ではない支援教育を、特別支援教育を教授というかして、教えていく訳ですけども、こちらにおいては、毎月、校長会、そして教頭会、会議を開催しております。その中で、うちに教育委員会におります、特別支援コーディネーターの方から毎月例示を交えた研修を行っていて、学校長・教頭においては、研修啓発を行っているところです。また、それを持ち寄って、校長先生そして教頭先生が校内に戻り、校内の支援委員会というのは必ずありまして、その学校の中にも、特別支援コーディネーターという役割の方が必ずいます。そちらを通じて勉強して、漏れなく、個別のケース等について会議に諮り、学校の全教師と共有を図って、支援教育について学んでいるということで、そういった順繰りなどで異動があっても、必ず絶えずそういったことで行っているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) 1番保田です。いろいろな会議ですとか、そういった教育研修機関なんかを駆使してですね、切れ目のない支援、それから、人によって変わらない支援ということで、駆使されているようであります。今後もですね、そういった会議を削減したり、何ていうんでしょう、手薄にならないようにですね、今後も継続して、いっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 鈴木教育長。

○教育長(鈴木貴久君) 継続した会議は頻繁に行ってまいります。今現在、教育委員会内に特別支援コーディネーターおりまして昨年、公認の心理師も採用しておりますので、後継者育成・勉強も兼ねまして、それぞれ学校の課題解決に向けて取り組んでいるところでありまして、迅速に対応できるよう、日々取り組んでるところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) 1番保田です。はい、分かりました。それでは2点目について再質問させていただきます。支援を必要とする児童生徒は、増加傾向にあり、悩みの原因についても複雑で多様化しているとの答弁をいただきましたが、そういった現状に対応するため、専門的知識を有する公認心理師、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等の多くの有資格者を各学校に配置していると認識しておりますが、こういった資格のある職員はやはり、教職員と同様に北海道の職員だと思っております。1点目の質問と同じように、やはり人事異動による

転入出があると思いますが、そういった場合や、やはり、十分な引継ぎがなされて、任務に当たられていると思っておりますけれども、経験の豊富な方から、新人の方への交代等も当然のように発生するのかなと思っておりますが、やはり仕事の内容がですね、児童生徒、個々の個人個人の心の中にあるものに寄り添ったり、把握したりすることだと思っておりますので、そういった子どもたちに切れ目のない支援教育を提供するための対策とか、人事に対する配慮とかがあるのかなのか、お伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 鈴木教育長。

○教育長(鈴木貴久君) 学校の方にですね、公認心理師については常備しておりません。教育委員会の方に公認心理師を配置しているところであります。学校においては、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーということで有資格の方を学校に配置しております。教育委員会の方に心理師を置いておりますので、また、特別支援コーディネーターもおりますので、それぞれの子どもの支援に関わることについては、こちらに分からない場合等、積極的に相談をいただいているようになってます。

それから、新しい先生の引継等ということの中にありましたけども、実質、学校内には特別支援教育コーディネーターという、各校に配置しております、こちらは、校長先生がこの方をお願いするという事の中でやっておりますけども、その中で新しいその方が異動対象となった場合に、すぐ、新任の代わりに来た先生がやるのではなく、それぞれの中で、校内の支援委員会で内容を分かっていますので、それぞれ支援教育、それぞれ先ほど言いましたように、独学であったり研修であったりといった形で、それぞれ力量を高めておりますので、異動になった場合においても、次のまだいる方が、特別支援教育コーディネーターの役割を果たして、それぞれ支援が必要な方に迅速に対応できるように努めておりますし、何か相談があれば教育委員会の方にお越しいただいて、教育支援コーディネーター、それから心理師の元で啓発等を行っているところでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) はい、1番保田です。引継に関わる不都合というか、問題点は余り発生しないような、そういった引継の方法を取っていると、そういったことだと思います。それで、専門性の高い職員の育成とですね、それから組織体制の強化を図っていききたいと、2点目の中で答弁されておりますが、教育現場においてはですね、町の職員と、それから道の職員が混在していると、そんなような状況なのかなと思っております。そういった中において、町職員としてですね、美瑛町の独自でですね、そういった専門性の高い職員をですね、配置することはですね、可能なのかというところをお伺いしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 鈴木教育長。

○教育長(鈴木貴久君) 人事関係については、町長部局なものですから、私の方では、お願いをするしかないと思っておりますけども、今現状、道職員であるスクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラー、これに加えて、道費で行っております、これを1年の中で、予算を決められてきていただいているんですけども、プラス支援が必要な子に対して対応する場合に、町費の方でプラスして、ソーシャルワーカーをお願いして支援をして活動していただいている例もあります。これは会計年度職員としてでありまして、実際、職員として採用していただいたのは、昨年4月からの公認心理師1名でございまして、こちらについては、職員でありますので、今後もいただいておりますけども、現在の専門性の職員が不足する場合には、必要な場合、専門性がこの部分が必要だ、といったことが発生した場合、その心理師以上に、また子どもたちの様子がちょっと、何ていうか、悪い言い方、荒れてきた場合とか、そういった場合には、必ず必要になってくると思いますので、その配置については、その時になった場合に、町には要望してまいりたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) はい、1番保田です。町長とですね、よく連携を取りながらですね、そういった切れ目のない特別支援の教育をですね、継続していただきたいとそんな風に思っております。

それでは3点目に移ります。3点目、特別ではない特別支援教育、とてもいい言葉だなと思っております。日常の中から、常に子どもたちの心に寄り添い、支えていこうとする積極的な姿勢の現れの言葉だなと、そんな風に思っております。連携についての答弁については、支援機関が町長部局であったり、国や北海道、あるいは民間であったりするということもあり、なかなか答えづらい、内容だと思っておりますが、しかしこの連携の狭間っていうものがあると思うんですが、支援機関と支援機関、学校と支援機関というな形で、ちょうどその狭間の部分ですね、グレーゾーンというんでしょうかね、実はそこはとても大事なところじゃないのかなと、そんな風に思います。いつの間にかこの狭間にですね、飲み込まれて行方不明になっちゃうなんていうんですね、そういった事例もですねあるのではないかなと、そんな風に思います。この連携の狭間はですね、それぞれの機関が、あまり積極的に踏み込まない、踏み込めない領域なのかなと思っております。

今後、子どもたちがですね心も体も一番に成長するのが、小学校、中学校の義務教育の9年間であると思っております。子どもたちの、そして、その9年間を担う教育委員会ですね、存在役割はですね、とても大きく重要だと思います。その連携の狭間をですね、他の機関とと

もに、埋めていくよう、他の機関に対しまして、積極的な働きかけを教育委員会が主導していくと、そういった考えについてお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 鈴木教育長。

○教育長(鈴木貴久君) 今現状、美瑛町の子どもたちにおいては、平成21年の子育て支援のすとりーむを活用して、本当に乳幼児の頃から、相談を重ね、就学期に入り、また相談をして、多様な学びの場を支援してそちらに活用しております。それが過ぎて、義務教育期間9年間過ぎて、15歳になった時に、今聞いていて、質問の内容が恐らく、この義務教育後の離れた後のことをおっしゃっているんだなあと感じていました。その中に、いろいろと見えない部分ありますけれども、うちの特別支援コーディネーターの方から、卒業後も、こちらのすとりーむで関わった児童生徒においては、進学した際にも高校の方に一緒に保護者の要望があれば一緒について行って、お話しして生徒の状況等を説明しているようであります。

それと、一番困るのが、すとりーむというのは、通常学級で、叶わなかった子等、指導教室等に行った方も、こまめにすとりーむの中で、教育支援の相談内容を書き込んでおります。ただ、通級学級で、もうその必要のない生徒っていまして、そういった方々が進学して高校に行った場合に、突然不登校になった場合、そういった場合があります。そういった場合に、高校としても幼少からの記録がないので、高校としても困る。恐らく困るということで、そういった場合に、美瑛の教育委員会に特別支援コーディネーターいますよねということで、旭川の学校から言ってくるそうです。なので、それほど教育委員会のコーディネーターは、かなり管内では、名の知れた方でありまして、そこは心強いのでありまして、そういったことで対応、また戻ってきて、美瑛の子ということで戻ってきて対応している例があります。

なので、そういったことで、例が今、言いましたけども、高校に入った際にでも、何かありましたら保護者の方から、町の方に相談できる体制を作っておりますし、また昨年、不登校児童を対象とした、見る施設ということで南町5丁目に、マイスペースという施設を造りまして、昨年、中学校の校長先生を退職した方を、教育委員会のアドバイザーとしてお願いして来ていただいて、週2回ですけども、子どもたち、不登校の子、それからそれを心配する保護者の方、そしてそれを指導を行う学校の先生からも相談を受けながら、美瑛の支援教育について、制度についてお話しして対応しているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) はい、1番保田です。積極的に今、ちょっと言いました狭間ですね、グレーゾーンなんか積極的にですね、対応してくれているというところで、安心したり、期待をしたりしているところでもあります。今後もですね、推進していただきたいなど、そんな風

に思っています。全国的にもですね質の高い先進的な特別支援教育を実践していただいていると思っています。今、インクルーシブ教育など、より先進的なですね教育の考え方もあるようです。これからもですね、継続してですね、優秀な人材をがっちり確保していただいて、取り組んでいただきたいと思います。決意みたいなものがですね、ありましたらね、お伺いをしまして、最後の質問といたしたいと思えます。よろしくお願ひします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 鈴木教育長。

○教育長(鈴木貴久君) 美瑛町においては、障がいの有無にかかわらず、それぞれ一人一人の子どもの環境に沿った、多様な学び場を揃えております。支援することではなくて、そういった環境も整備しながら、子どもたちの可能性を伸ばす教育を推進してまいりたいと思っていますし、可能な限り、人材を確保して、保護者とも、先生とも相談し、寄り添いながら、子どもたちの未来のため、学校のために、関係機関と密にして連携をして推進してまいりたいと思っております。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) 1番議員の質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩宣告(午前11時46分)

再開宣告(午後1時00分)

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、9番高田紀子議員。

(「はい」の声)

9番高田議員。

(9番 高田 紀子議員 登壇)

○9番(高田紀子議員) 9番、高田紀子、質問方式、回数制限方式、質問事項1、学校部活動の地域移行について。質問の要旨、学校の部活動は、少子化が進む中で運営が難しくなっており、学校や地域によって存続が厳しい状況にあり、また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中では、より一層厳しくなります。この状況から国においては、平成30年から部活動のあり方に関し抜本的な改革の取り組みが行われています。

昨年12月にスポーツ庁と文化庁は、学校部活動の地域移行に向けた「学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し公表しました。

このガイドラインでは、少子化の中でも将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことが出来る機会を確保することを目指す考え方が示されています。その内容の中には、公立中学校等を対象として、まずは休日の部活動から段階的に地域移行を進め、令和5

年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すことが明記されました。このことから、学校部活動に関する次の2点について伺います。

(1) 地域移行の取り組みをどう捉えているのか。

(2) 今後の進め方について。

質問の相手は教育長です。

次に、2番目、带状疱疹ワクチンの公費助成について。質問の要旨、日本人の成人90%以上は、带状疱疹の原因となるウイルスが潜んでおり、80歳までに約3人に1人が発症するといわれています。加齢や免疫力の低下によりウイルスが再活性化することが原因のようです。発症する部位によっては、視力低下、失明、顔面神経麻痺等の合併症を生じることもあり、高齢者にとっては注意を要する病気です。

特に、新型コロナウイルスに感染した50歳以上の人は発症リスクが高いとする米国の報告もあり、日頃からの体調管理が必要と思われまます。

現在では、効果が高いとされるワクチンは高額であり、安価なワクチンは効果に不安があるとの声も聞かれ、希望者は全額自己負担ということもあって積極的になれないのが実情です。発症のリスクを下げるため接種を希望する方が多いと思われまます。さらに公費助成があれば、リスクの高い方々で接種を希望する方が増えるのではないのでしょうか。

自治体でもワクチンへの助成が増えているため、本町においても急務と考えまますが、町長の考えを伺います。質問の相手は町長です。

○議長（佐藤晴観議員） 9番議員の質問の答弁を求めまます。

（「はい」の声）

鈴木教育長。

（教育長 鈴木 貴久君 登壇）

○教育長（鈴木貴久君） 9番高田議員さんからの質問事項1、学校部活動の地域移行について答弁を申し上げます。

学校の部活動につきましては、教育課程外であります、学校教育の一環として行われており、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、責任感、連帯感を涵養し、自主性の育成にも寄与するなど大きな役割を担っています。

1点目につきましては、部活動の在り方は多種多様で、高い技量や成績を上げることを目標にしている生徒がいる一方で、生涯にわたりスポーツや文化芸術に親しむことを重視するレクリエーション志向の生徒がいることも踏まえ、生徒の状況に応じた対応が必要であると考えています。一方で、子どもたちのより良い教育の実現に向け、今日の学校現場においては、「個別

最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に進める必要があります。教員によるたゆまぬ授業改善が求められています。このため、教員がこれまでと同様に、日々の教材準備など本来の業務と並行し、部活動の顧問を担うことは、国や北海道教育委員会が進めている働き方改革の面からも難しいと考えており、まずは休日から地域の活動団体に移行していく取組は、必然的なことと捉えています。

2点目につきましては、本町では、地域移行の受け皿となる地域の活動団体が限られており、現時点では、全てのスポーツや文化芸術活動を地域に委ねることは困難であり、また、移行後も学校と各団体との間で、生徒の様子を伝え合うことなど、緊密な連携が不可欠なことから、地域移行には、少なからず課題があると考えています。このため、今後、学校やPTA、地域のスポーツ・文化団体等で構成する検討委員会を設置し、その中で様々な御意見をいただきながら課題等を整理し、実施可能な部活動から休日における地域移行を進めていきたいと考えています。

部活動の地域移行は、今後の本町のスポーツ・文化振興にも関わってきますので、町長部局や関係機関等と連携して進めていきたいと考えています。以上です。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長（角和浩幸君） 9番高田議員さんからの質問事項2項目、带状疱疹ワクチンの公費助成について答弁を申し上げます。

带状疱疹につきましては、議員からの御質問のとおり、脊髄から伸びる神経節に過去に罹患した水痘带状疱疹ウイルスが残存し、加齢や疲労、ストレスなどによる免疫力の低下により、ウイルスの活動が活発化し増殖した結果、神経節から皮膚に移動して痛みや発疹が出現する病気ですが、ウイルスの増殖を抑える抗ウイルス薬により、以前に比べて治療が容易になりました。

しかし、科学的知見のとおり、発症初期の症状に気づかず治療が遅れてしまった場合、長期間に渡る神経痛や神経麻痺を引起し、発症部位によっては視力へ影響する後遺症が残る場合もあることから、初期段階での早期受診と治療が重要であります。また、発症予防のためには、日頃から免疫力の低下を防ぐ体調管理が重要と考えられます。

带状疱疹ワクチンにつきましては、令和2年1月から販売が承認され、50歳以上を対象として任意での接種が行われておりますが、带状疱疹は社会的まん延防止を図る必要のある感染症ではないため、ワクチン接種は個人の発症、重症化予防が目的となることから、いまだ定期接種化はされていないのが現状です。

国では、ワクチン接種と治療との費用対効果などを含めて定期接種化を検討している段階と

聞いておりますが、一方で、ワクチン接種に係る費用を助成する自治体も増えてきております。本町におきましても、国の見解や動向を注視しつつ、町民の健康維持という観点から、り患状況やワクチン接種のニーズなどを踏まえて適切に対応してまいります。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） 9番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

9番高田議員。

○9番（高田紀子議員） 9番高田です。それでは、教育長に再質問させていただきます。今回、国からガイドラインが出て、まず中学校の部活動から地域移行に当たるといふ風に明記されておりまして、それで国は部活動の地域移行に当たっては、地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てるといふ意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるように示されています。移行に当たって、様々な課題があると認識しているのですが、その点について、教育委員会の方では、どのような、地域に移行することによっての課題があるのかについてお伺いします。

また、もう1点、部活動では、先生と生徒のつながりがあって、生徒が学校生活、それから学習の中でも発揮出来ないところを、部活動によって、その特性を得て、先生たちが見つけることによって、また先生も生徒のことを理解していくところがあると思っています。その仕組みを今、変えるというところには、やはり生徒に対しての不安感もありますし、今後の学校教育に関しても、教師の方たちが、どうそこに生徒の理解を示していくのかというところにもすごい不安感が今、現状ある中で、その教師と生徒に対しての関係性についても、この地域移行について、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木貴久君） まず1点目、地域移行の課題を伺うということでの質問でありました。国のガイドラインで示されている内容については、高田議員からの質問、もうそのものを、前段で書いてあるそのものがガイドラインに載っているものでございまして、国からの流れというか、少子化によりまして生徒の激減に始まり、部活動数の種類も種目も減って、指導者、大会運営に関する教員の負担も増えていると。それで、学校の先生だけでは部活動が担えないので、子どもたちのスポーツ・文化・芸術については、継続的にもやっていくこと、学校の先生が継続的にやるのは困難なので、地域に移行して、そのために生徒の望ましい成長のためにも、併せて地域で持続可能なスポーツ振興となるよう一体的に取り組んでいきたいと思いますという内容であります。それぞれ国から示されて、いろいろと各新聞でも載っておりますし、それぞれの管内地域においてもそれぞれ、令和5年から3年間かけて、地域移行に取り組んでいくということで表明しております。

美瑛町の場合もですね今、現在これから3月、今月内にですね、検討委員会を立ち上げて、今やりなさいということを示してございまして、来年、令和5年から本格的に検討委員会から地域協議会に移行するかどうかを含めてになりますけれども、これらについて予算が絡むので、今のところは何とも言えませんが、そういった状況です。

それで今現在進めていて、こちらで調べたのがですね、現状の美瑛中学校と美馬牛中学校の部活動の状況について調べさせていただきました。それで、部活動として承認されているのが、野球部、サッカー部、バレー部女子、そしてバスケットの男子・女子、卓球部ということで、この5つが正式な部活動として公認されているものでございます。まだ非公認の種目がありまして、非公認の種目を言いますとバドミントンと柔道、それから冬のクロスカントリー等々があるんですけども、こちらについてはなぜ非公認かということ、学校の先生の部活動としては教えていないんです。実はこれも従前より、地域のスポーツ少年団、例えばバドミントンであれば、企業で活躍した方が、美瑛町に移住されて、スポーツセンターにおいてバドミントンを教えているようなこと、それから、柔道におきましても柔道少年団を元学校の先生が退職されて今、顧問として活動されて、教えている状況となります。またクロスカントリーにおいても、町内の外部指導的な扱いで、指導している方もいます。この場合ですね、ただ、中体連に出場する場合には、学校の冠をいただいて非公認の部活動なんですけども、活動してるということで、現に、地域移行が済みそうな段、移行に見える気配もあるんですが実は、これはあくまでも、少年団、子どもたち教えている少年団なので、今度中学校となると、例えばバスケットになるとボールの大きさも変わってくるのかなと感じてはいますけども、そういったことで、地域の少年団と中学生を両方を教えることができるかといった課題もあります。それが一つの公認ですけれども、もう一つの公認の方です。こちらにつきましては、今現在、野球部でありましたら、それぞれ、今年の場合単独で出場はしていません。実は5年前に、全道準優勝して全国大会に行った野球部でさえ、今現状で、少子化の影響により、愛別中学校との合同チームで出場していると。それからサッカー部においては同様に、やっぱり11人必要なんですけども、単独でチームを組めない。鷹栖中学校と、今年、4年度の場合ですね、出場したということでございます。

あとバレーとバスケット等、卓球についてはそれぞれ単独でチームを組んで出ている状況でありまして、こういった今現状非公認の少年団のクラブを活用して移行できそうな形もあるんですが、実際には、両方を教えるかといった問題等もありますので、そういった意向にしては、まず1つの課題としてはそういったことが挙げられてくるのかなと思います。

今後、協議会等でいろいろと課題等が出てきます。取りあえずは休日移行から始まりますので、そこについての費用の発生であるとか、それぞれ誰がどのような責任を持ってやるのかといった答えが見えてくると思っています。

それからもう一つ、クラブ活動をやっている、クラブ活動を通じて先生と生徒の絆が生まれる、学習して、中身もあるし、いろいろとスポーツをやっていく段階でのいろんな気持ちっていか学校授業の中でなくて、一対一でぶつかる練習の中で、芽生えてくることもあります。こちらをやっていくに当たりまして、今進めているのは全部、地域移行にする訳じゃなくて、取りあえず学校の先生の働き方改革のために、休日、土日そして祭日のそちらから移行していきこうということの話でありますので、平日については何ら生徒等の練習との付き合いある訳でして、変わらないと思っています。ただ、移行になった場合にどう、これから考えていきますけども、例えば指導者が変わった場合に、先生からのちゃんとした正確な引継ぎが行えるかどうか、ここはこういう生徒なのでこういうところで一生懸命見てくださいますよといった形ができるのかどうか、これも今後出てくるのかなと思っています。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) 9番高田です。今のお話を聞いてですね、それぞれ課題があることは認識されてるのは理解させていただきました。ただ、これから動く体制というのは、学校の先生方の働き方改革の中心にということか基本に、休日の対応のこともできることから移行していくというお話だという風に今、聞いたんですけれども、その単に休日移行するということだけで学校と今ある学校の部活動とその地域で今活動されている団体との関わりが、そこをしっかりとすり合わせをして、それから、まず、どこが休日移行になっていくかっていうところだと思うんですけれども、今のお話でいくと、まずは休日移行からを先に発信しているように聞こえてしまったんですけれども、それぞれ、スポーツ団体も、今、少年団活動が中心に動いているところが多いと思っています。そこに地域移行で中学生、これから、今後の中では高校生にも入ってくる状況を見られ、そんな中でいくと、やはりそのスポーツ団体と、そして、学校側とそれと保護者、子ども、その関係性をしっかりとまとめ上げて基本となる、じゃあどういう風な形で地域移行していくかっていうことの、町としての将来性っていか基本となるのは何かっていうところを、まずそこを決めていかなければ、ただ、休日移行を先に進めていくんです、では、なかなか連携が保たれないとか不安状況じゃないかなっていう風に、今ちょっとお話を聞いて感じたところです。なのでその辺を、すいません。

休日の地域移行について、教育委員会としては、どのような方向性を持って進めていこうとしているのか、再度ご質問させていただきたいのと、進めるに当たってですね、北海道の方で今、推進計画の素案が出ているんですけれども、その中では、とてもスケジュールがすごい早急な形を取られているんですけれども、美瑛町としてはそこまでは考えていないと思いますが、そのスケジュールについても、今、どういう風な形で、計画で進めていこうかとしているところを再度ご質問させていただきますが、総合計画の中で、4年後、令和9年で約4割程が地域

移行で10年後には100%という風な計画が出ていたんですけれども、その今、考え方が
どういものであるのか、その辺を教育長にお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 鈴木教育長。

○教育長(鈴木貴久君) 答弁するに当たって、ちょっといづい面があるんですが、実は、文化
スポーツ振興に関することについては、町長部局が担当してございまして、丁度私が職員時代
に、条例等を改正してやったこともあります。教育委員会の方では、取りあえず社会教育関係
等、文化スポーツ関係についての振興については、逆体制で整えているといったことで、多く
はあまり言えないところもありますので、その辺はちょっと勘弁しながら、答弁させていただ
きたいと思っています。

1つ目の、教育委員会としてどのような、この地域移行について方向性を持っているかとい
うことであります。言われているのが国の方から、少子化により、働きもあって部活動が、種
目が少なくなっているということによって、スポーツを学校で支えてる方が、ちょっとできな
く、そのためにできなくなり、そのために働き方改革の面もあって、学校の先生も今、国で言
われている働き方改革のことと言えば、週45時間、年360時間を超えない範囲の中でやり
なさいというような指導の中で、ほとんど、部活動、それから学校の授業準備の中で、これを
超えている先生が、かなりの割合でいるということでもあります。なので、こちらにつきまして
この推進していく立場、文化、地域スポーツ、生活の最適化を図って維持していきたいのはも
ちろんなんですけど、やはりこの先生の働き方改革の面からもありますので、こちら、どちらを
生かしていくかと、子どもたちの健全な発達ためにスポーツは必要でありながらも先生の、過
労死を防ぐために働き方改革を進めていくんだなということでもありますので、思っております。
なので完全に、ちょっと私も質問を聞いていてですね、まずは、休日からやっっていこうとい
う話なものですから、平日は、これは普段と変わらなくていい訳だと私は感じています。なので、
この休日移行に関して、どうやったらできるのか、どういった方法だったらいい方向に向かう
のかっていうことをまず、思っているところでございます。ちょっと1つ目は答弁になったか
分かりません。

そして2つ目でございます。まず次に、北海道の方から国のガイドラインが出されて、その
後今現状で案として、北海道の部活動の地域移行に関する推進計画というのが出ております。
その概要を見ますと、それぞれ、市町村において進め方が載っております、多分この通りには
多分できないとは、進まないと思ってるんですけど、ただ、やる方向としては変わらないので、
まず5年、6年、7年と、例えば5年度においては、協議会を作りなさい、そして北海道
としては、アンケートでニーズをとって、こないだの読売新聞では、地域移行に大方賛成の方
が70%というような記事も出ていましたけれども、それを基にしても町民に対して、地域移

行がどうかといったニーズを把握するアンケート調査もできるならばしたいと考えておりますし、それから、受皿となる運営団体、そして実施団体というのを探していかなきゃならないと思いますし、何よりも人材育成とか人材の発掘ですね、このスポーツは誰ができるかということも、登録であればいいんですけど、いろいろと町内で探さなきゃならない、いない場合は、町外に向かって確保していかなきゃならないということもありまして、最後には、大方整ったら、この部活動において、どのように今後運営していくかということも、最後に計画して、そして次の令和6年においては、試行的にやってみて、どこが悪いか、どこがいけなかったのかというようなことと、そして最終年でこれならできらうというような検証をして、また改善というような中で進んでいくのかなということだと思います。もう1点、総合計画の中で、9年度に、地域移行100%という流れになっておりますけれども、その中で、今後どう国が変更して、もう完全移行で平日も地域に移行するっていうことはまだ決定してないと私は思っているのです、取りあえず方向性としては、まず休日の関係について、どう進めるのかといった内容で進めていきたいと思っています。

それと忘れていたのが、中にはですね、近隣の町と教育長と話す機会がありますので、いろいろと確認していたところ、例えばある町ではですね、休日移行に持っていく場合に、どうしてもできない場合については、我が町としては休日はもうやらないと、平日に限るといったことも考えられるよねという話もしておりますので、そういったことも考えられるということでございます。以上です。

(「はい」の声)

- 議長（佐藤晴観議員） 9番高田議員。
- 9番（高田紀子議員） 9番高田です。道ですね、その推進計画なんですけれども。
- 議長（佐藤晴観議員） 高田議員、回数。
- 9番（高田紀子議員） すいません。それでは、質問を変えさせていただきます。それではですね、次の帯状疱疹の再質問をさせていただきます。帯状疱疹についてはですね、国の方でも今、検討中であるというところなんですけれども、ここの中では、高齢者がその合併症に罹る率が大きくなっているっていうところで、その辺が今、検討されているところがあると見ています。それで、合併症の中で、通告書にも、お知らせはしているんですけども、顔や頭部に発症をする場合、それが目の周辺だと視力低下や、耳の中だと難聴、眩暈、耳鳴りの原因になったり、顔だと、顔面神経麻痺等が発症するということでありまして、また、皮膚症状が治まった後も帯状疱疹後神経痛と呼ばれる傷みが数か月続く場合もあるそうで、傷みがそれぞれ電気が走るような傷みとか焼けるような傷みなどと表現されて、日常生活に影響を及ぼしている状況にあります。帯状疱疹を発生している方は、やはり年代層が広くて、コロナ感染に発症した方や、長くつらい思いをしている方などがいらっしゃいますので、やはり、町としては、つ

らい思いをしている方たちの気持ちを察して、日常生活が長く、その帯状疱疹によって、つらい思いを長くしている方もいらっしゃいますので、やはりそこは、町として、町民に寄り添う必要があると思っています。まずですね、その帯状疱疹について町はその症状とか、それからワクチンの接種とかをどのように町民の方に周知しているのかをまずお聞かせください。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午後 1時32分）

再開宣告（午後 1時32分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい、帯状疱疹につきましての周知というご質問でございます。今、高田議員から、様々な症状、私も個人的にも大変つらい思いをしているというようなお話も、帯状疱疹をめぐりましては耳にしているところでございます。ただ、端的に申しまして、ご質問でございます、帯状疱疹についての周知活動ということにつきましては、町として例えば広報ですとかを通じて、この案内をしているということは、取り組んではおりません。取り組んでない現状でございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 9番高田議員。

○9番（高田紀子議員） 9番高田です。それではですね、今、令和2年からワクチン接種ができるようになっていて、そんなことからだと思んですけど、メディアの方でも、ワクチン接種について取り上げる機会が増えていきますので、町民の方もそのことを知り始めていると思われるんですね。で、帯状疱疹はやはり早期発見・早期治療が一番の症状を和らげる一つだと思いますので、やはりそこは町民の方たちに、その帯状疱疹はどういう症状が出てとか、それからワクチン接種をどこで受けられるとか、料金がどれぐらいになるとか、病院がどちらでとか、やはりその辺をホームページとか広報などでやはり周知するべきではないかと考えます。で、また、町民の疾病予防ということを考えると、やはり、帯状疱疹になるっていうことは、罹った方が一番分かっていると思いますので、その辺、必要性とかも実感していると思われるので、丁度高齢化が進んでいる中で、やっぱり免疫力が低下する年代には、やはりワクチンを推奨するのが必要だと思います。答弁書の中には、国の方では今、検討しているところで、その状況を見てというような答弁をいただいているんですけども、やはり各自治体でも助成金を交付している町もありますので、やはりその地方自治体の方から、そういう助成金を示していくことで、国にも訴えかけれる状況になると考えますので、やはり町として、やはりそこはそこに助成金を実施して、町民がそのワクチンを受ける、受けないっていう、自分で決める

ことができるような状況を作ってあげることが必要だと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 答弁申し上げます前に、別の観点から、一言ご理解を賜りたいんですけども、本日他の議員の皆さまからのご質問に対しても、私こういう態度で答弁させていただいておりましたが、私の任期が4月までとなっている中、また、予算のご提案も骨格予算となっている中で、任期切れた後のことについて、やる、やらないということを言える立場ではございませんので、そこについては、ご理解とご容赦を賜りたいと存ずる次第でございます。その中で可能な限り、今、私が責任を負わせていただいている中で、答弁を申し上げます。

带状疱疹ワクチンについてでございますけれども、議員ご存じのとおり、任意接種のワクチンとなっております。带状疱疹のその症状がこう激烈であるということですか、合併症、重篤な症状が恐れがあるということは重々ご指摘をいただきまして、また認識を改めているところでございますけれども、しかし、他の任意接種のワクチンの対象となっている疾病につきましても、それぞれ症状的には重く、またそこに罹患した場合の患者さんの苦痛というものもある訳でございます。その中で、ただいま原則としまして美瑛町といたしましては、任意接種ワクチンにつきましては、助成は行っていないというスタンスで一定の基準を設けて対処をさせていただいております。ワクチン接種の重要性というところにつきましては、もちろん認識をしているところでございます。带状疱疹ワクチンを含めまして、他の任意接種のワクチンにつきましても、接種に向けたご案内ですとか、より丁寧な説明について重ねて発信をさせていただきたいと思っております。また、それぞれの任意接種のワクチンの带状疱疹についてでございますけれども、助成につきましてはそれぞれの、先ほども答弁申し上げましたけれども、患者様のニーズ等々を踏まえた上で判断するという手続きを今後も踏んでいくのが適切ではないかなと考えているところでございます。

○議長(佐藤晴観議員) 9番議員の質問を終わります。

次に、7番穂積力議員。

(「はい」の声)

7番穂積議員。

(7番 穂積 力議員 登壇)

○7番(穂積 力議員) 番号7番穂積力。質問方式は回数制限方式。質問事項、今回は2つあります。1つ目、美瑛の農畜産業者を守っていくために。質問の要旨、ロシアのウクライナへの侵攻から1年が過ぎ、未だ見えぬ停戦、停戦どころか泥沼化して停戦に向けた道筋は見えない

いと新聞報道されています。

農業者の町長には釈迦に説法ですが、このままロシアの侵攻が終らない限り、我が町の農畜産業者も大変な痛手となります。

家畜の飼料、肥料などの大部分は輸入に頼っています。また、我が国の飽食を支える食料自給率は世界的水準からみても極めて低く、令和元年度で、カロリーベースで38%、品目別自給率は、米97%、小麦16%、大豆6%、砂糖類34%、卵96%、牛乳・乳製品59%、肉類52%、牛肉35%となっています。

国内では、北海道は食料自給率200%と聞いています。しかし、米にしても資材の高値で95%以上の米農家でも赤字が見込まれています。お金があっても牛乳も米も買えなくなるではありませんか。今こそ北海道、そして国に農畜産業者と国民の食料を守るためにも機会あるごとに中央に声を届けていかなければならないのではないのでしょうか。併せて、可能な限り我が町としても農畜産業者を守っていくべきと思います。町長の考えを伺います。

質問事項2、観光客対策について。美瑛町持続可能な観光目的地実現条例が本年4月1日から施行されます。美瑛町が魅力ある観光目的地として磨き上げていくための取組について、次の3点を伺います。

(1) 美馬牛市街地において、観光客が自分のゴミをそのまま地域のゴミステーションに捨てています。このことは、美馬牛市街地だけの問題ではなく町全体の規模で対策が必要と思われますが、町長の考えを伺います。

(2) 観光客によるドローン飛行が美馬牛駅前広場で散見されています。ドローン飛行の安全対策について町長の考えを伺います。

(3) 美馬牛駅前のトイレについてですが、冬期間の観光客が増加しています。今後においては通年の開放が必要と思われますが、町長の考えを伺います。

○議長（佐藤晴観議員） 7番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 7番穂積議員さんからの2点にわたります質問にご答弁を申し上げます。

まず、質問事項の1項目目、美瑛の農畜産業者を守っていくために、についてお答えをいたします。

本町の農業は、生産者のたゆみない努力により、品質の高い農畜産物が安定して生産され、美瑛ブランドとして高い評価を得ております。また、その営みにより創り出される農業景観が多くの観光客を呼び込む地域資源となるなど、農業は、商工業や観光業にも波及する正に本町の基幹産業として成長してきました。

町長に就任後、一貫して農業を基幹産業として位置づけ、農産物のブランド化の推進、生産者が将来に希望を持って経営を継続できる支援、100年に1度と言われる未曾有の干ばつに対する支援など、スピード感を持って農業施策を推進してまいりました。しかし、特にウクライナ情勢の緊迫化や円安の長期化に伴う生産資材等の価格高騰は、生産者の努力では対処しきれないほどに農業経営を圧迫している状況にあります。

議員御指摘のとおり、生産資材の多くを輸入に依存している生産体系は、本町のみならず、我が国の食料安全保障を脅かす大きな問題と捉えております。

国におきましては、食料安全保障の強化を重要課題として、輸入依存からの脱却に向けた構造転換対策を掲げ、肥料や飼料作物の国産化などの施策を推進しております。また、生産資材の価格高騰に対しては、その影響を緩和するため、肥料や配合飼料等の生産コストの削減に取り組む生産者に対する支援も予算化されております。

本町におきましては、国や北海道の対策事業に対して、生産者の負担をできる限り少なく、早期の支援を目指すため迅速に対応しており、町の独自事業として農業物価の高騰に対する支援を12月定例会にて御承認いただき、取り進めている最中にあります。

今後とも、国や北海道の動向に注視するとともに、生産現場の声をしっかり受け止め、国民の食料を支える農業を守るため、国等に対して手厚い支援を要望してまいります。また、国の各種補助事業を有効に活用するとともに、必要に応じて町独自の支援策を講じてまいります。

質問事項2点目、観光客対策について答弁を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による旅行制限などが緩和され、インバウンドが増加傾向にあり、町内での消費活性化といった経済効果が期待される半面、観光客による様々な問題の発生も増えつつあり、観光協会とともにその対応に努めているところです。

1点目につきましては、ごみは自分自身で責任をもって処分することが基本であり、観光客であっても例外ではないと考えます。先日の本会議において可決いただきました「美瑛町持続可能な観光目的地実現条例」に基づき、今後、美瑛観光に関する行動基準を策定することとしておりますので、本町の観光に対する考え方や取組の一環として、ごみの持ち帰りについても示し、多くの皆さまに御理解をいただけるよう取り組んでまいります。一方で、ごみステーション自体がごみを捨てても良い所と認識されていることも考えられますので、看板等による注意喚起について検討してまいります。

2点目につきましては、ドローンは航空法に基づく規制や機体登録が適用される100グラム以上の機種と、規制等が適用されない100グラム未満の機種に区分されており、いずれもマナーを守った利用が求められているところです。本町としましては、ドローンの飛行相談を受けた際に、町有地にあつては飛行者の資格や事故対応に係る保険加入等を確認した上で承諾しており、民有地を飛行する場合は地権者の同意を事前に得るよう説明しております。美馬牛

駅前広場につきましても、飛行に当たっては手続が必要となることから、無許可での飛行が行われることがないように、利用者のモラル向上と必要な手続の周知に努めてまいります。

3点目につきましては、美馬牛駅前広場を含め、町内の主な観光拠点に公共トイレを設置しておりますが、凍結等による破損の影響が懸念されることから、冬期間は閉鎖しているところですが、しかしながら、冬の観光を誘致する上でも、公共トイレの必要性は認識しておりますので、観光客の動向や既存トイレの耐寒面での構造、清掃や維持管理等における課題等を検証整理し、冬期間における施設の活用について検討してまいります。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） 7番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

7番穂積議員。

○7番（穂積 力議員） はい、7番穂積です。それでは、再質させていただきます。私も今、話聞いてますので、返事、今後のやるよっていう返事ができないって言うの分かってて言うのも気が引けるんですけど、町長だけでなく、もう万が一の場合も今度新しく、もし変わるにしても、両方の町長になる人が聞いているので、私も安心して、また、同僚の議員も、こういう町民の声があるんだなっていうことを深く胸に刻んでほしいなと考えてます。

これまた、ウクライナ侵攻は、町長といっても、どうしようもないことではありますけど、ただ問題は、飼料が、大部分が輸入に頼ってるということが、いかに情けないことか。先ほど言った卵、卵だって自給率、70、卵、何%でした、96%自給率あるよとは言っても、今現在、鳥インフルエンザで1割ぐらい殺されてますんで、かなり実際には減ってると思うんですよ。そればかりか、卵を産む鶏の餌が、大半が輸入飼料に頼ってるっていうことは、手放しで96%の自給率があるなっていうことにはつながらないっていうことは、私が言わなくても、皆さんの方が理解していると思います。そういった中で、米にしたってかなりの自給率なんですけど、結局、96%の農家がこのままでは赤字状態になるよということなんですけど、大半の肥料が値上がりするばかりじゃなく、資材も上がる。そういった中で、大変な時代に入ってきたなっていうことは、本当に、ウクライナの戦争がね、本当に身近に迫ってきているということを再認識しつつ、これら力を合わせて、農畜産業者を守っていかなければならないなと強く感じている一人です。どうぞ、町長におかれましても、誰が町長になっても、そういった状況の中で、食料を守るという意味での畜産農業者を守る、みんなで力を合わせてね、守っていくということが必要かと思えます。

私も、長年町議やってましたけど、何年か前の日照の時の町の対応が良かったよと多くのって言ったらあれなんですけど、実際にいろいろなグループの中で、4グループから、感謝の助かったよっていうことを言われたのは、もっと一生懸命町で頑張ってるのに、そういうことあんまり言われなかったんですけど、日照対策の時の町の対応は良かったということが、私は議

員生活の中で、本当に感激した一場面だと、今でも記憶しています。そんなようなことで、私は、いろんな矛盾があると思うんですよね。食料自給率を増やすよ増やすよって言って、国は中央は働いては言ってるようなんだけど、いまだ38%の自給率ということで、やはり、真剣に取り組まないと食糧危機が来てからでは遅いんでないかなと思ってます。

もう一つ私の経験の中で、平成の米騒動、冷害でね、米取れない時に、お金あっても米買えないという、からくりはあったにせよ、そういう時代も経験してます。私も本会議で、お金あっても米買えない、そういうことを、水上町長にこぼしたことを忘れません。そんなような意味で、どうぞ自給率を上げるために、いろんな面で食料を確保するために、機会あるごとに、今一度、力を尽くしてほしいということですけど、改めて、お答えをお願いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 先ほども答弁申し上げましたけれども、私も一貫して美瑛町の基幹産業は農業、農林業であるということを申してまいりました。それは、農業が大事だ、農林業だけは大事だという意味では当然ございませんで、農業・農林業が発展、振興することによりまして、商工業、観光業も含めた他の産業も一緒になって、一体となって発展していく、基幹産業とはそういう位置付けのものであるという思いからでございます。産業連関表の分析のレポート等によりましても、美瑛町のリーディング産業は農林業であると、ここを強いところを強く伸ばしていくことで、地域全体の経済を大きく伸ばしていくんだというスタンスでございまして、私も、そのことの分析結果も受けて、このような表現でずっと活動してきているところでございます。で、ございますので、農業の重要性というのはもちろん認識をしているところでございます。

先ほど、一昨年の干ばつの対策、大変お褒めをいただきまして、ありがとうございました。その都度の課題に対しては、速やかに対処し、継続的に行うものはしっかりと継続していくという両面の対策で、農業を守ってまいったところでございます。自給率の問題でございます。今、手元に正確な数字ないので、もしかしたらあやふやですけども、政府におきましても備蓄米ですとか備蓄の小麦等ございますけれども聞くところによりますと、その備蓄しているものでも、完全に全部使い切ってしまうにはもう数か月でなくなってしまうという風にも聞いているところでございます。ということを考えますと、備蓄していくことは当然大事でございましてけれども、まずは、毎年毎年、国民が食べていけるだけのものを生産していく、その生産していく持続可能な農業を続けていくということが重要であり、再生産を行える仕組みづくりこそが、安定的な食料の供給につながっていく、もう抜本的な部分であると考えております。

美瑛町におきましても、これまでも先ほど申しましたが様々な対策を講じて美瑛町農業が安定的に、持続可能な再生可能な農業であり続けるよう環境整備に取り組んでまいったところで

ございます。そしてこの農作業、農の営みが生み出している美しい丘の景観、これが、観光業、その他の産業の振興にも役立っているということを考えれば、当然、美瑛町におきまして、農業の占める位置付けというものは、いつまで経っても基幹産業である、いつの時代でも基幹産業である、常に大事にしていかなきゃならない産業であるということは、私も含め、美瑛町の自治に携わる者でありましたら、皆が認識しているところではないかなと思ってる次第でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 7番穂積議員。

○7番(穂積 力議員) はい、ありがとうございます。それでは、質問を変えて、観光客対策について、一言触れておきたいと思います。どうも私も数多く一般質問する中で、トイレを持ち出すのはすごく多いぞと、同僚議員からも言われてますけど、取りあえず、冬が、それだけでなく、おしっこが近くなるんで、冬にトイレが使えないっていうのは本当に青くなっても済まないような状況だということを、是非考えて、今後、対策をやってほしいなということで、強く迫りません。ただ、本当に大変だよということで、留めておきます。

あと、後先になったんですけど、ゴミね、早急に、張り紙だけではうまくいかないんで、私はゴミ捨てる場所に別に袋を下げてね、回収する人に、町が別途料金を払って、やりくりしてくれた方が、取りあえず、うまくスムーズにいくんでないかなあっていう考えもあります。これは予算も伴うので、今後の課題でももちろんいいですけど、なかなかね、ゴミステーションのゴミをそのままにしておく訳にはいかないし、自分の袋に入れて出す訳にはどうもいかないし、それで困ったもんだと。町は、観光客を来てくれって言ってるんだから、少しそっちの方も検討してみてはくれないものかということで、今ここで具体的な結論を求めませんが、そういうことが、すごい観光客増えてきてますんでね。ぜひ、今までコロナで来なかったから、忘れてましたけど、そういうことも踏まえて、対策でなくてそういうことがあるということで。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 先日の当本議会におきまして、美瑛町持続可能な観光目的地実現条例を議会の皆さまにお認めいただきました。誠にありがとうございました。こちらの条例でコロナ中、コロナ後の美瑛町の新しい観光の方向性を皆さまにお認めいただいたと考えております。この条例の精神に則りまして、観光地として魅力的であり続ける美瑛町をつくる、その礎を皆さまにお認めいただいたと思っております。この条例に基づきまして、今後の観光施策が展開されると思っております。一口に魅力的である観光地だろうよと言っても、それを具体的にどうしていくのかというのが穂積議員さんからのご質問だと思っております。

例えば、トイレ問題どうするんだ、ゴミ問題どうするんだと、まさにご指摘のとおりでございまして、掛け声で魅力的なまち、魅力的な観光地っていうのではなく、一つずつ、地に足をついた議論のそれを改善していく結果、魅力が増していくものだという風に捉えているところでございます。

ゴミ問題につきましては、現時点で、先ほどの答弁で私が申し上げましたのは、今ゴミ問題に関しましては、ゴミは出した者が自ら持ち帰っていただくところをベースにしていこうという考え方でございます。多くの観光地でも、今、ゴミ箱自体がなくなっているという流れであると理解しておりますので、美瑛町の方向性もその方向性が一つありうるという立場でございます。ただ、ご指摘いただきましたように、でも出されてしまっているんだと、勝手に出すんだと、マナーが悪いんだというところをどうしていくかというところも踏まえた議論というのは、当然必要であろうと思っております。今の、有料ゴミ、家庭で出すときは有料のゴミ券を張っていただいておりますけれども、その地域の公共的なゴミ拾いをした場合っていうのは無償化、有料ではない無償で出せるという制度がございますので、そのような制度も柔軟な発想で活用する中で、結論としては、ゴミがなくなっていくのが一番望ましい姿なんだというところのゴールをしっかり見据えた中で、今後とも、役場の中で議論を進めてまいりたいし、議論がされると思っております。

トイレにつきましても、私も議会の中で過去にも答弁させていただいておりますけれども、美瑛の観光地の魅力化を進めるに当たっては、トイレの整備は必要であるということは重ねて発言をしております。白金地区におきまして、冬期のトイレの開設もさせていただきましたし、水洗化、各観光地での水洗化も今進めてる最中にごございます。そこの延長線上で、さらに冬のトイレというところの必要性も、現時点、私は認識のあるところでごございます。冬に美瑛に観光に来てください、もっと多くの人に楽しんでくださいと呼びかけている以上、それを受け入れる体制を整えていくというのは、こちら側の責務であると思っておりますので、こちらにつきましても、今後とも、役場、また議会の皆さまのご指導をいただきながら議論が進んでいくものと考えているところでございます。

○議長（佐藤晴観議員） 7番議員の質問を終わります。

以上で通告のありました質問は全て終了しました。これをもって一般質問を終わります。

散会宣告

○議長（佐藤晴観議員） 以上で本日の日程は全部終了しました。

おはかりします。3月11日から3月15日までの5日間は、委員会の付託審査のため、本会議を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、3月11日から3月15日までの5日間は、本会議を休会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

散会挨拶

○議長(佐藤晴観議員) はい、一般質問お疲れさまでした。月曜日から予算委員会です。過去に僕、質問できた頃に、議員の頃に、全課に質問しようなんて目標を立ててやろうとしたことあったんですけど、どうしてもやっぱり税務課とかになると何聞いていいか分かんなくて、たばこ税ぐらいしか思い浮かばなかったりとかして、でも俺たばこ屋じゃねえなと思ってやんなかったりとか、そんなことがありましたが、皆さんもぜひ、あのね、職員皆さん勉強して臨んでますんで、多くの質問をしていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。本日は大変お疲れさまでした。

午後2時 8分 散会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年4月17日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴 観

議員 桑 谷 覺

議員 山 本 賢 一